

6．環境・エネルギー

1 エネルギー需給の安定化に向けた対応【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 産業労働局・総務局・環境局)

- (1) エネルギー基本計画の改定に当たっては、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から進めるものとする。
- (2) エネルギーの安定供給の確保に向けた対策を講じること。
- (3) 東京の特性を踏まえた電力需要対策への支援を行うこと。
- (4) 節電マネジメント（デマンドレスポンス）の普及拡大へ向けた支援を行うこと。
- (5) 電気・エネルギー価格の高騰抑制対策を行うこと。
- (6) 需給状況に関する情報を公開し、電力需給ひっ迫時や計画停電を行う際には、确实かつ速やかに情報を提供すること。
- (7) 国民に対して、省エネ・節電の必要性を周知し、特に電力需給ひっ迫時には、節電行動を具体的に周知・徹底すること。
- (8) 都が推進しているH T Tの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

<現状・課題>

国際的なエネルギー価格の高騰を契機としたエネルギー安全保障をめぐる情勢は、いまだ予断を許さない状況である。

世界の主要国は、エネルギーの安定供給を図りつつ、深刻な気候変動への対策を迫られており、各国の実情に応じて中長期的な視野に立ったエネルギー安定供給確保策を講じるとともに、エネルギーの脱炭素化を図る取組を進めている。

我が国では、令和4年3月に電力需給ひっ迫警報、同年6月に電力需給ひっ迫注意報が発令されるなどの電力危機が発生し、その後、電力をはじめとする各種エネルギー価格の高騰による経済への影響など、エネルギー安定供給を取り巻く課題が表面化している。

こうした中、国は、G X実行会議において、G X推進を通じて、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の三つを同時に実現すべく取組を進めていくと表明した。この高い目標を実現させるためには、エネルギー政策に大きな責任を担う国の役割が決定的に重要である。

また、令和6年度内に改定を目指している次期エネルギー基本計画においては、エネルギー危機や気候危機を踏まえ、エネルギーの安定確保と脱炭素に向けて取組を更に加速させるものとしなければならない。

喫緊の課題としては、再び電力需給ひっ迫を発生させないための対策や、経済の減速要因となるエネルギー価格の高騰対策への対応が挙げられるが、こうした事態が発生する構造的な問題点への解決策として、エネルギー安定供給の確保に向け、中長期的な視点を含めた取組を進めていくことが必要である。

この状況を克服できるか否かは、東京のみならず、我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、危機感を都民、事業者、自治体等と共有し、力を合わせて目前に迫る危機を乗り越えていく必要がある。直面する電力危機を乗り越えるため、これまで都は、H T T（電力を減らす、創る、蓄^ためる）の観点から、都民、事業者等に対し、省エネや節電に関する普及啓発や補正予算等による財政支援の更なる強化などの取組を実施している。

今後は、こうした取組に加え、需要シフトを通じて電力の安定供給に貢献するなど、電力の大規模需要地である東京の特性を踏まえ、都民・事業者が協調する大規模な取組を進めていくことが必要であり、そのためには、国による一歩踏み込んだ支援などの後押しが不可欠である。

< 具体的要求内容 >

（１）エネルギー基本計画の改定

将来にわたりエネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー危機に耐え得る強^{じん}靱なエネルギー需給構造へと転換していく必要があるが、あわせて、差し迫る気候危機を念頭に脱炭素化も同時に実現しなければならない。

そのため、エネルギー基本計画の改定に当たっては、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大など、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から最大限加速させるものとする。

（２）エネルギーの安定供給の実現に向けた対策

エネルギーの脱炭素化を支える需給の安定化は、極めて重要である。

今後は、脱炭素化への過渡期となることから、新たなエネルギーミックスの実現による安定供給の確保を前提に、円滑なエネルギートランジションを併せて進めるための取組に努めること。特に、電力需給ひっ迫注意報^{じん}の発令要件となる広域予備率が５％を下回ることがないように、電力系統の強^{じん}靱化に向け、必要な対策を早急に講ずること。

さらに、抜本的な対策として、広域連系系統のマスタープランに基づき、地域間連系線などの基幹系統の増強や更新、海底直流送電の活用など、全国規模での系統増強を早期に進めること。

（３）東京の特性を踏まえた電力需要対策への支援

東京は人口や産業が集積する電力の大消費地であり、需要のシフトなどによる需要対策の効果が大きいことが期待できる。エネルギーの大規模需要地

である東京が需給安定化に貢献していくため、東京の特性に着目した需要対策に取り組むこと。

具体的には、EV保有台数の多い東京において、充電時間をシフトすることで、供給過剰となった再生可能エネルギーを吸収する取組を進めること。こうした取組においては、卸電力市場価格及び小売電気市場料金の低下を通じ、市場メカニズムを介した需要シフトへの誘導が効果的となる。

国は、卸電力市場価格等に連動した電気料金を設定し（ダイナミックプライシング）、EVユーザーの充電ピークシフトを誘導する実証事業などを進めているが、こうしたビジネスモデルが早期に社会に普及するよう支援を進めるとともに、将来的にはV2Gの実装化に向け、技術支援や法整備を進めること。

また、データセンターなどの電力多消費産業に対応した供給構造の変化に対して、速やかに対策を講じること。

（４）節電マネジメント（デマンドレスポンス）の普及拡大へ向けた支援

デマンドレスポンスは、省エネルギーの推進、需要シフトによる再生可能エネルギーの調整力としての利用など、需要対策の面から多様な活用方法があり、今後一層の普及が求められる有用な取組である。

国は、令和４年８月から節電プログラム（電気利用効率化促進対策事業）を実施し、小売電気事業者を通じて節電や電気の効率的な利用を促す取組を支援したが、引き続き電力需給ひっ迫に備えた取組を検討すること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に併せて、電力需給バランスを調整する調整力の確保が重要となるが、国際エネルギー機関（IEA）によるとデマンドレスポンスは、2030年における調整力のうち必要量の30%以上、2050年における必要量のうち40%以上を占める重要なリソースになるとみられている。

国は、デマンドレスポンスが再生可能エネルギーの出力制御の抑制に貢献する観点も踏まえ、小売電気事業者等による節電要請に基づくデマンドレスポンスに加え、上げDRや需要家主導のデマンドレスポンスといった需要の平準化に資する取組が今後一層普及拡大するよう環境を整備するとともに、更なる支援策等を講じること。

さらに、国は令和５年４月施行の改正省エネ法で大規模需要家のデマンドレスポンスの実施報告を義務化したが、電炉等の電力多消費産業のデマンドレスポンスを推進し、出力制御の抑制につながる取組であることから、デマンドレスポンスを実施した需要家がインセンティブ等のメリットを享受できる仕組みを早期かつ具体的に構築すること。

（５）電気・エネルギー価格の高騰抑制対策

電気・ガス等のエネルギー価格を取り巻く国際情勢はいまだ不安定であり高騰リスクへの備えが必要である。

直近の価格高騰については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、国による価格高騰抑制対策が措置されたが、今後も燃料価格の推移を踏まえ、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。

なお、特別高圧電力の電気料金及びL Pガス料金については、「物価高対策のための重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の責任において支援を実施することとされた。しかし、特別高圧・L Pガスの契約件数や使用形態が地域によって全く異なるため、給付金額や給付方法が自治体間で大幅に異なる状況となり、公平性の観点から問題が生じている。

そのため、今後、特別高圧電力の電気料金及びL Pガス料金の価格高騰対策を措置する場合には、低圧、高圧電力の電気料金及び都市ガス料金と同様に、国の責任において負担軽減策を講じること。

(6) 需給状況の情報公開及び電力需要ひっ迫時・計画停電実施時の情報提供

電力需要が高まる夏季・冬季の需給ひっ迫の回避に向けて、電力の供給量及び需要量の見通しについて、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

電力需給ひっ迫に陥るおそれが生じ、電力需給ひっ迫警報及び注意報並びに準備情報の発令及び発信を行うに際しては、あらゆる手段を講じて迅速、確実かつ広範な周知を行い、電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

また、計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、国として速やかに情報提供すること。

(7) 国民に対する省エネ及び節電の周知・徹底

電力需給ひっ迫を回避するため、省エネ・節電の必要性について、速やかかつ効果的に周知すること。

特に、電力需給ひっ迫に伴う節電要請に当たっては、ひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果を示し、節電行動を具体的に周知すること。

また、主体ごとの省エネ・節電効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

(8) 都が推進しているH T Tの取組に対する具体的な支援

電力危機の回避のみならず、エネルギー安定供給の確保や「脱炭素社会」の実現に向けては、国民一人一人の行動変容や企業の意識改革が重要となる。都が推進しているH T Tは、都民・事業者と総力戦で取り組むものであり、こうした課題の解決に資するものである。

そこで、「デコ活」とも連携しながら、H T Tの取組を全国に広げていくため、都の取組に対し、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

2 気候変動対策の推進

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施【最重点】

(提案要求先 金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

- (1) C O P 28 におけるグローバルストックテイクの成果を踏まえ、「2030 年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組を加速するとともに、2035 年やその後のカーボンニュートラルまでの道筋を早期に示すこと。
- (2) 国際社会が進める脱炭素化に向けた先導的な役割を果たしていくため、規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築し、削減に向けた行動をさらに加速すること。施策構築に当たっては、C O₂ 排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭部門での省エネ対策の促進など、実効性ある対策を実施すること。さらに、脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産が、ファイナンス上でも評価されるよう、投資判断する際に効果的な開示情報の在り方等についての検討を深めること。

<現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応が急務となっているとともに、世界では、石炭火力発電からの撤退や再生可能エネルギーの大幅な増加など、「1.5℃追求：2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた動きが加速している。

また、気候変動対策は、「持続可能な開発目標（S D G s）」を実現するために不可欠なものである。

国は、令和 3 年 10 月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050 カーボンニュートラル」の実現に向けた 2030 年までの取組の方向性等を取りまとめた。温室効果ガス 50%削減への挑戦の明記や、新築建物（住宅含む。）における 2030 年までに整えたい事項を提起したことなどは重要なポイントである。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、「2050 年実質排出ゼロ」につながる「具体的な行動を開始」することが求められている。このため、I P C C『1.5℃レポート』が提起した、2030 年までの「今後 10 年間の取組」が極めて重要との認識を一にして、脱炭素社会の基盤づくりに向けて、削減に向けた行動を加速することが必要である。

また、令和 5 年 3 月に公表された I P C C の第 6 次評価報告書では、この 10 年間に行う取組が数千年先まで影響を持つとされ、2030 年のほか、2035 年、2040 年、2050 年までの世界全体の必要削減量が示された。令和 5 年 12 月に開催された C O P 28 では、化石燃料からの脱却を 2020 年代に加速することなどが盛り込まれたグローバルストックテイクが合意された。国もパリ協定に基づきグローバルストックテイクの合意内容を踏まえた 2035 年までの削減目標と実施方針を策定し、2025 年までに N D C（国が決定する貢献）を国連に提出することが求められている。

加えて、この脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機が長期化の様相を呈している。社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を直ちに行うことが求められている。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を進めていくこと、実効性あるカーボンプライシングの構築などにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030 年における電力の再生可能エネルギーの割合については 38%以上の高みを目指していく必要がある。そうしたことで、国が想定する 2030 年時点での電気の C O 2 排出係数の数値の実現を確実なものとしていくべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた 2030 年までの取組内容の具体化等も必須である。

脱炭素社会の実現に向けて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や 2050 年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

この中であって、令和 3 年 2 月以降、環境省では「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」、経済産業省では「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた検討が進められてきた。これらを踏まえ、令和 5 年 2 月に「G X 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」が閣議決定され、令和 5 年度からは、国は、G X リーグ参画企業による自主的な排出量取引（以下「G X－E T S」という。）を試行的に開始した。

都では、平成 22（2010）年度に「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を開始し、令和 4（2022）年度には、基準排出量※から 32%の削減を実現

した。本制度の開始後も、都内総生産が増加する一方、都内最終エネルギー消費は減少し、経済成長と省エネルギーの両立を実現している。

国のGX-E TSでは、企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みとしているが、国の削減目標の達成、さらには、脱炭素社会の実現に向けては、排出量の総量削減義務を伴う仕組みの早期導入が不可欠である。

加えて、国は令和5年11月に「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会」を設置し、政策誘導によるGX市場創出の検討を進めている。脱炭素に資する製品、サービスを市場に供給するためにはコストがかかるが、脱炭素社会の実現のためには、こうした製品、サービスが適切に評価され、選択される環境を早期に整備することが重要である。

※基準排出量：制度対象事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

< 具体的要求内容 >

(1)

ア 2030年までの取組を加速すること

I P C Cの最新の科学的知見による第6次評価報告書及びC O P 28におけるグローバルストックテイクの合意内容を踏まえて、2030年までの温室効果ガス削減に向け地球温暖化対策計画等で掲げた取組をさらに加速すること。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、グリーン水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る2030年までの取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱がいつ頃から活用できるかという見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

イ 2050年カーボンニュートラルまでの道筋を示すこと

I P C Cの最新の科学的知見による第6次評価報告書及びC O P 28におけるグローバルストックテイクの合意内容を踏まえ、国が2035年やその後のカーボンニュートラルまでの削減目標や主な具体的取組の水準など、我が国のカーボンニュートラルまでの道筋を早期に示すこと。

ウ カーボンプライシングなど脱炭素社会実現のための規制的措置を含む総合的な施策の早期構築

既存火力発電については、脱炭素化を図る必要がある。このためにも、火力発電所を対象としたC O₂排出量の削減義務化や電力需要家と火力発電所を対象とする国内排出量取引制度等実効性の高い規制的措置の導入を含む総合的な施策を早期に構築すること。

エ 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度の早期実現

今後のGX-E TSの本格実施に当たっては、総量削減義務を伴うものとし、以下の点を実現して、実効性の高い制度とすること。

① 自主目標による削減や原単位規制ではなく、削減義務率などを設定し

た総量削減義務を導入すること。

- ② 脱炭素化を図るため、直接排出方式により火力発電所の排出総量を対象とすること。
- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、それ以下の一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし地方自治体を実施する制度の二制度を創設し、国と地方が共に積極的な役割を果たす制度とすること。
- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や都道府県・政令指定都市が実施している報告書制度など先行する地方自治体の制度との整合を図ること。
- ⑥ 国内排出量取引制度と整合するよう、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）を改めるとともに、事業所からの報告内容を地方自治体に提供し、国と地方の効果的な連携を進めること。

オ 家庭部門等の強化

- ① エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ② トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的かつ持続的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、集合住宅や狭小住宅が多い大都市特有の地域特性も踏まえて、財政的措置のより一層の拡充を図るとともに、省スペース製品の開発に向けた支援を実施すること。
- ③ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- ④ 市民生活の基礎となる住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するための施策を強化すること。

カ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境の形成に向けた新たな基準を設定すること。
なお、照度基準については、旧照度基準 1979 版の照度範囲（300～750 ルクス）に戻すとともに、設定照度は、300～500 ルクスでの対応を推奨すること。
- ② 室内空気中のCO₂濃度の一律的な管理基準について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。
- ③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー

使用の合理化を求める仕組みを構築すること。

- ④ 省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

キ 脱炭素社会の実現に向けた普及啓発活動の強化

脱炭素社会の実現には、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進するにあたり、深刻化する気候危機の状況を適時に分かりやすく情報発信するとともに、サステナブルな消費行動の促進に向けた商品・サービスのカーボンフットプリント情報の見える化など、行動変容につながる具体的な情報を整備し、普及啓発活動を強化すること。また、個別の支援策や施策が必要な主体に確実に届くよう情報発信を強化すること。

ク 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、主体別の消費量等の地域のエネルギー利用実態、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量、発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。

ケ 脱炭素に関する効果的な開示情報の在り方検討

脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産がファイナンス上でも評価されるよう、企業側とファイナンス側との対話ツールとして、令和5年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に基づく効果的な開示情報の在り方等について、検討を深めること。

コ GX製品市場の創出に向けた取組

「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会」中間整理で示された、製品のGX価値に関する指標の整理やグリーン調達に関するガイドラインの整備を早期に行い、事業者や消費者等への普及啓発を行うとともに、GX製品の生産、調達等に取り組む事業者への支援も検討すること。

2 建築物の脱炭素化の促進【最重点】

(提案要求先 国税庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化を図ること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。
- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 建築におけるライフサイクルCO₂排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた報告制度を確立すること
- (7) 既存建築物のゼロエミッション化を推進すること。
- (8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化を推進すること。
- (9) LED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (10) 既設蛍光灯器具へ直管型LEDランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

<現状・課題>

令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」が宣言された。新たに建てられる建築物はその多くが2050年以降も存在することになるため、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「減らす」「創る」「蓄める」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「減らす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来にわたり使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

都は、脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、令和4年12月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）を改正し、住宅等の一定の中小新築建物を対象とする制度を創設するとともに、大規模な新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化・拡充を図り、新築時の省エネルギー性能基準の強化や、再生可能エネルギー利用設備及び電気自動車充電設備の設置の義務付け等を行った。

国においては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づき、平成29年4月から一定規模以上の住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化を開始し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）により、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大（2千㎡以上から300㎡以上）された。その後、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、原則全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられることとなった（公布日から3年以内に施行）。しかしながら、改正法においても非住宅の外皮性能については、基準適合が義務付けられていない（新築建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受けるため、都条例においては、外皮性能についても建築主に対し、適合を義務付け）。また、EUでは既に、エネルギーの性能表示について、多くの国が制度義務化しており、東京都でも環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている。国においても、改正法において表示すべき事項についての告示や、告示に従わない場合の勧告について示されているが、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。令和3年8月のあり方検討会取りまとめにおいて、「2050年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、

これに至る 2030 年において新築戸建て住宅の 6 割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されているが、実現に向けた施策のロードマップは示されていない。

さらに、集合住宅においては、太陽光発電設備により発電した電気を建物共用部で使用しているが、パネルの大容量化により余剰電力が多く発生している。現在、管理組合による余剰電力売電についても収益事業として扱われ法人税が課税されており、太陽光発電の設置に大きな障害となっている。

加えて、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、使用時の省エネルギー・創エネルギーだけでなく、製造・建設段階、使用段階、廃棄・リサイクル段階といった建築物のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出（＝エンボディドカーボン）の削減に向けた取組が必要である。

LED 照明等の高効率照明については、国は、2030 年までにストックで 100% 普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球を LED 電球に置き換えると、約 85% の消費電力削減が可能である。照明の LED 化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

建築物省エネ法により、平成 29 年 4 月から住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。その際、現行の外皮性能に関する指標は屋内周囲空間の年間熱負荷を示す値であり、外皮性能そのものを示す評価するものではないため、建築主が外皮性能の向上について効果的に取り組めるような評価指標及びその算定方法の開発等を進めていくこと。

- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建

物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、建築物省エネ法では、地方自治体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性から、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるとしている。地方自治体が独自に基準強化を行った場合にも、当該所管行政庁や建築主等が国の算定プログラムを活用して基準適合を把握することができるよう、算定プログラムを構築すること。

また、建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

なお、カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される省エネ性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データのデータベース化とその共有化を可能とする基盤システムを構築すること。

(3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化

新築住宅については、改正法により 2025 年度までに適合義務化され、また、令和 3 年 8 月のあり方検討会取りまとめにおいては、2030 年度以降に新築される住宅については、Z E H 水準の省エネ性能に適合することを目指すとして示されている。

住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、そのような環境性能を確保した住宅の取得を後押しするため、新築住宅に係る住宅ローン減税において、近時の住宅市況やカーボンニュートラルの実現に向けた目標等を踏まえ、適切な借入限度額を設定するとともに、令和 8 年以降入居開始分についても本減税措置を継続すること。併せて、不動産取得税について、環境性能に応じた税率の設定や課税標準の特例措置に係る控除額の設定を行うとともに、新築住宅に対する固定資産税の減額措置

について、環境性能の観点も盛り込むこと。

住宅は一部の供給事業者が多数を供給しており、エネルギー消費性能の向上に大きな役割を担っていることから、トップランナー制度対象事業者に建築物省エネ法におけるトップランナー基準への適合を義務化するとともに、その適合状況を公表する仕組みに見直すこと。加えて、トップランナー制度対象事業者が、供給する住宅のエネルギー消費性能について円滑に集計・把握することのできる環境整備を早急に整備すること。

さらに、新築住宅のエネルギー消費性能向上に向けては、地域の住宅供給を担う工務店の省エネ技術や構造安全性に関する知識向上が不可欠であり、施工技術者や設計者を対象とする講習会の開催等、事業者のニーズも踏まえた国の支援策を拡充していくこと。

- (4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、太陽光発電設備を設置することの効果や、適切な設置・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつわかりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手続を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。加えて、太陽光発電設備の設置や廃棄時の取外しの施工能力を有する技術者を育成・確保することや、建築工事を担う事業者と太陽光発電設備設置工事を担う事業者の双方にとって工程管理が円滑となるよう、標準的な工程表を示し周知する等、効率的な施工に向けた支援に取り組むこと。

これらに取り組みながら、地方自治体が先行して取り組んでいる太陽光発電設備の設置義務化等の施策を踏まえ、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、その実現に向けた具体的なロードマップを早期に示すとともに、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

また、集合住宅における管理組合の太陽光発電設備による余剰電力の売却については収益事業から除外すること。または少なくとも売電収入が、一定額以下の場合には、売電収入に係る法人税の確定申告を不要とすること。

- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成28年4月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、新築建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠であり、建築物省エネ法の中で表示を義務付けること。

また、高い環境性能を持つ住宅等の普及には、住まい手等が自ら住まう建物の性能について、正しく理解し、購入等の判断を行うことが必要であるため、断熱・省エネ、再エネとともにZEV（ゼロエミッションビークル）充電設備の整備状況など、地方自治体の脱炭素社会実現に向けた取組を追加的に情報提供できることをガイドラインに定めること。

- (6) 建築におけるライフサイクルCO₂排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた報告制度を確立すること。

エンボディドカーボンの削減にはライフサイクル全体を通じたCO₂排出量を見える化し、建材サプライチェーンを含めた建設時における排出量削減ポテンシャルがどこにあるかを把握することが重要である。建材製造・建設段階から廃棄・リサイクルまでの各段階において算定の対象となる建材の範囲を明確にし、CO₂排出削減量を評価する仕組みを構築すること。また、建材サプライチェーン全体における排出削減が進むように建材メーカーの削減の取組が反映された環境認証ラベルであるEPD（Environmental Product Declaration）の普及を促進すること。さらに、算定にあたっては、国としてEPDも含めた統一的な評価手法を整備すること。こうしたCO₂排出量の評価を普及し一般化するには、多くの建物のデータを分析し効果的な削減方法を提示していく必要がある。そのためには、例えば、建築確認申請の際に、大規模建築物においてはCO₂排出量の算定報告を義務づけるなど、普及に向けた制度的な後押しをすること。

- (7) 既存建築物のゼロエミッション化の推進

ア 既存大規模事業所におけるゼロエミッション化の推進

既存の大規模事業所に対し、総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度を早期に実現することで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物のゼロエミッション化を図ること。

イ 中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直しに当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

ウ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にESG投資の動きが強まる中で、既存建築物のゼロエミッション化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO₂排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じたゼロエミッション化を促進すること。

また、環境価値評価であるCASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

オ 既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと。

(8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の脱炭素化を図ること。

(9) LED等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

地球温暖化対策計画（令和3年10月）で掲げるLED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、LED照明化は、省エネ効果の高い対策であるため、更なる買替促進に向けて、必要な財政支援を実施すること。

3 住宅の脱炭素化に向けた取組の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・環境局)

- (1) 省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、既存住宅における省エネ性能表示制度についても、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能等が、適切に表示されるよう、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うとともに、速やかに施行すること。
- (2) 既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修推進に当たって、建築物の重量化に伴う耐震性の確保について、必要な周知を行うこと。

<現状・課題>

省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備に資する住宅の省エネ性能表示については、令和4年6月に建築物省エネ法の改正により、建築物の販売・賃貸を行う事業者に対する、省エネ性能表示の努力義務に関し、表示事項・表示方法等を国土交通大臣が告示することとなった。その後、令和5年9月には新築建築物を中心とした告示及びガイドラインが公表され、今年4月から施行されたところである。

既存住宅については、今年、国の「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会」において、断熱性能等の把握が可能なものについては新築と同様の表示を、それ以外で省エネ改修を実施したものなどについては改修部位等の表示を行う方向で検討が進められている。こうした既存住宅における省エネ性能表示について、現状では、新築に対する表示に比べて認知度が低いことから、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理事業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うことが望ましい。さらに、既存住宅の脱炭素化が喫緊の課題であることから、施行時期を極力早期化すべきである。

なお、新築と同様の表示と改修部位等の表示は施行時期が異なる見込みと聞いているが、混乱を回避するため、同時施行とすべきである。

一方、より高い省エネ性能とすることで建築物が重量化する場合、構造耐力上、必要な壁量等が不足するおそれがあることから、国においては令和5年12月に「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」を公表し、今後、必要な手続を経て公布・施行されるとのことである。都においても東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームにおいて、重量化に伴う耐震性の確保についても注意喚起を実施している。

については、既存住宅の大規模な省エネ改修や太陽光発電等の再生可能エネルギー

一利用設備の設置と併せ、耐震性も着実に確保していくため、省エネ改修等の際には、耐震性の確保について広く周知するとともに、既に省エネ改修を実施済みのものに対しても同様の周知を行うことが望ましい。

< 具体的要求内容 >

- (1) 省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、既存住宅についても、新築や改修の際の省エネ性能等が適切に表示されるよう、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うこと。また、施行時期を極力早期化するとともに、新築と同様の表示と改修部位等の表示とを同時施行とすること。
- (2) 省エネ性能が高い良質な住宅ストックの形成のため、既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修と併せ、耐震性が着実に確保されるよう、必要な周知を行うこと。

4 東京港における脱炭素化の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- (2) F C型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策、管理体制及び作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。
- (3) ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

<現状・課題>

現在、東京港に入港する船舶の多くは、停泊中の電力を船舶に搭載するディーゼル発電機等から確保しており、令和2年時点において、停泊中の船舶から排出される二酸化炭素は、年間で約76,000トンと推計されている。

船舶の排出源対策として、陸上電力供給設備を導入し、系統電源や自立分散型発電設備等からカーボンニュートラルな電力を船舶へ供給することが排出量削減に有効であるが、その整備コストはもとより、電気料金等のランニングコストが大きな負担となることが普及推進を妨げる要因となっている。

また、ふ頭内で荷役に使用されている荷役機械の多くは軽油を燃料としており、ふ頭における大きな排出源となっている。近年、タイヤ式門型クレーンについてはF C換装型の荷役機械が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが課題となっている。

加えて、24時間365日稼働する港湾のターミナルにおいて、F C型荷役機械を安全かつ円滑に導入し、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給するためには、関係事業者に対して安全対策、管理体制及び作業手順等が示され、それらが遵守されることが不可欠である。

一方、多くの普通倉庫、冷凍冷蔵倉庫、工場等が立地する、いわゆるふ頭背後地から排出される二酸化炭素は、東京港全体の過半を占めることから、関係事業者の脱炭素化に向けた取組を促進する必要がある。

建物内で省エネ型の設備や機器（フォークリフト、搬送車等）を導入することが、脱炭素化に有効な取組であるが、こうした取組は高額な初期投資が必要である。更なる普及を促すためには、事業者の実態に即した取組の具体例などを示すとともに、財政支援の拡充を行うことが求められる。

<具体的要求内容>

- （１）停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- （２）ＦＣ型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策、管理体制及び作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。
- （３）ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

5 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) コージェネレーションシステム（C G S）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 蓄電システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (3) 地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

<現状・課題>

「2050年実質排出ゼロ」の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の省エネルギーかつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なる省エネルギーの推進と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。あわせて、熱の脱炭素化技術の早期の実用化・普及に向けた環境整備をすることが必要である。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動の増大に備え、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するデマンドレスポンス、調整力や供給力の提供が可能な蓄電池等のエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えてコージェネレーションシステム（C G S）を導入し、エネルギーの面的な利用によって都市の省エネルギー化と災害時の業務継続性を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。あわせて、熱の脱炭素化技術開発の促進に対し継続的な支援を行い、早期の実用化・普及に向けた環境を整備すること。

(2) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。また、再生可能エネルギー普及に必要な調整力や供給力としての役割も期待されている。

国は、蓄電システムの導入促進及び蓄電システムも活用した調整力や供給

力の創出推進に向けて、導入を促進する継続的な支援策を講じること。

(3) エネルギーマネジメントの促進

再生可能エネルギーの大量導入を見据えた家庭や事業所、地域でのエネルギーの有効利用を促進するため、分散型エネルギーリソースの更なる導入に加え、これらを束ねて電力の需要最適化を図るビジネスを後押しする環境の整備を行うなど、A I ・ I o T等のデジタル技術も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

3 自動車等のゼロエミッション化の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・環境局・交通局)

- (1) 非ガソリン車、特にZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすとともに、ニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助を拡充することに加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) 非ガソリン車、特にZEVに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。
- (3) ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための必要な措置や、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。
- (4) 二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーステーションの導入及び利用拡大に向けた実効性のある支援策を行うことや、バッテリー規格の統一化による相互利用を促進すること。
- (5) 使用済みの電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。

(6) 非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、カーボンニュートラル燃料の普及、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

<現状・課題>

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約15%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEVをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和3年1月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和2年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2022年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で55.0%（軽自動車を含めて51.9%）、うち走行中にCO₂を排出しないZEVについては登録車で5.7%（軽自動車を含めて6.1%）と、普及の加速期に入ってきているものの、政策目標には届いていない。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2030年にゼロエミッションバス300台以上の導入や小型路線バスの新車販売の原則ZEV化を目標としており、2022年度末時点では、都内のゼロエミッションバス導入台数は132台となっている。

- (1) 非ガソリン車、特にZEVの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助や需要のある車種にZEVを用意していくことに加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与及び利用に当たっての不安解消のための取組など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、EV車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

- (2) ZEVを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、市場導入が図られつつあるものの、本格普及に向けて更なる性能向上への技術開発の進展や車両価格の低減を図る必要がある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にEVバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技

術開発や環境整備が求められる。

さらに、EVバスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで6か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。

- (3) 令和4年10月に東京都が実施した「自動車利用と環境に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が40%で最多であり、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとは言えない。このため、ZEVの普及に向けては、充電設備や水素ステーションの整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

- ① インフラ不足の不安解消に向けては、基礎充電と経路充電及び目的地充電といった公共用充電を組み合わせた重層的な充電インフラ整備を進めることが重要であるが、自宅への充電設備の設置は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の適用対象となっていないことから、一層の促進を図るためには、税制面でのインセンティブも不可欠である。
- ② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。
- ③ また、超急速充電器の最大出力の上限は、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」によって制約を受けていて、一定出力以上の充電器の製造・開発が進みにくい状況となっていることから、超急速充電器の導入の足かせになっている。
- ④ また、特に都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。加えて、都市部の集合住宅に多く設置されている機械式駐車場に対して、充電設備の普及を進める必要がある。
- ⑤ 令和5年5月に国交省より電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドラインが公表されたものの、標準的な設置場所として時間制限駐車区間等についての記載がなされていない。公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、電気自動車ユーザーの利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めることも有効である。さらに、高速道路における充電設備の積極的な整備が課題である。
- ⑥ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和3年3月、都有施設に公共用充電設備を300基以上設置する目標を設定している。
- ⑦ また、燃料電池自動車は、水素ステーションにおいて短時間で充填できるメリットがあるが、水素ステーションは各種規制や、設備が高額なことなどから、普及が十分に進んでいない。

- (4) 二輪車においても、非ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことに加え、車両価格が高価であるなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が

重要である。

- (5) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々である事もあり、ユーザーごとに蓄電池の性能保証を行う事が一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行うことが一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

- (6) 都は 2030 年までに 2000 年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、CO₂ 排出量を低減する燃料への転換、走行中の車両からの CO₂ 排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、カーボンニュートラル燃料の実用化、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 非ガソリン車、特に ZEV へシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすとともに、消費者のニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じ、十分な予算規模を確保すること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEV の取得時における割引ポイント付与、料金減免によるインセンティブ付与及び高速道路の路外に整備された充電器を利用する際の料金制度の配慮など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ZEV を含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。

特に、大型のゼロエミッショントラックや、ごみ収集車をはじめとする各

種作業用車両の早期普及が進むよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、EVバスについて、購入時の補助の予算規模を十分確保し、EVバス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にするとともに、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

(3) 電気自動車の充電設備や水素ステーションなど、ZEVのエネルギー供給インフラの整備を図ること。

① 充電設備の設置を一層促進するため、個人が、自己の居住の用に供する家屋に充電設備を設置する場合は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の対象とし、設置者の負担を軽減すること。

② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講ずることや、充電設備に特化した電気基本料金制度の見直し等、維持管理に係る負担を軽減すること。

③ 急速充電器のCHAdeMO方式の最新規格では、直流1500Vを採用しているものの、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」により、最大電圧が直流450Vに規定されており、高コストな対策をとらなければ、通常出力90kW超の充電器の製品化は難しく、超急速充電器の導入が進まないことから、該当制度の規定を緩和すること。

④ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働きかけ、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成29年6月改訂）」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。また、円滑な合意形成のため区分所有法における共用部分の変更決議の要件緩和を図ること。

さらに、機械式駐車場への充電設備設置に対しては、実態を踏まえて補助を拡充し、導入に当たっての費用負担軽減を図ること。

⑤ 公共用充電設備の整備促進に向け、大都市の電気自動車ユーザーにとって必要性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めるため、具体的な設置方法、設置基準等を明確にすること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。

⑥ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。

⑦ 水素ステーションの整備促進に向けて、必要な規制緩和を行い、財政支援を継続するとともに、支援対象の拡大などを行うこと。

(4) 電動バイクにおいても、車種展開の拡大など技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。電動バイクの普及に向け、車両補助額

や補助対象車種の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用したビジネスが普及拡大していることも踏まえ、交換式バッテリーステーション設備の一層の導入及び利用拡大に向け、メーカーとも連携しながら国として実効性のある支援策を行うとともに、バッテリーの規格の統一化などによる相互利用を促進すること。

- (5) 使用済みの電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者には過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。

- (6) 走行中の車両からのCO₂排出量削減に向け、国は、グリーン水素から製造する e-fuel やバイオ燃料などのカーボンニュートラル燃料の普及促進や技術支援を行うとともに、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援及びエコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局・総務局・産業労働局)

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」を実現するため2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合38%以上の高みを目指し、取組を最大限加速させること。加えて、更なる導入拡大を目指す次期エネルギー計画を策定すること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実を図ること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起及び消費者保護に必要な措置を行うこと。
- (8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用に向けた新たな仕組みづくりを講じること。
- (9) 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、取組を更に推進すること。

<現状・課題>

パリ協定の発効以降、世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている

中、先進諸国を中心に大幅な温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーについても、これまで以上に高い中期目標を掲げる動きが広がっている。令和5年3月にはI P C Cの第6次評価報告書が公表され、各国はこれを踏まえてパリ協定に基づき、2035年の削減目標を2025年までに国連に提出することが求められた。令和5年5月のG7広島サミットでは、再生可能エネルギーについて、G7全体で2030年までに洋上風力150GWの増加、太陽光1TWへの増加を含め、導入拡大やコスト低減に貢献することが合意された。さらに、令和5年11月から12月にかけて開催されたC O P 28において、世界全体で再エネ設備容量を3倍、エネルギー効率改善率を2倍にする宣言が提案され、有志国が賛意を示し、国もこれに賛同した。

また、企業においてもR E 100等、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする動きが高まっている。

国は、令和2年10月の『2050年カーボンニュートラル宣言』や令和3年4月の「2030年度の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標」の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「F I T制度」という。）が平成24年7月から開始され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、C O₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

令和4年には再エネ特措法が改正され、F I T制度に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（F I P制度）の創設など、見直しが図られている。

また、大量導入やコスト低減が可能であって、その経済波及効果の大きさから再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電設備の導入拡大に向け、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第八十九号。）」（以下「再エネ海域利用法」という。）が令和元年4月に施行し、全国各地で案件形成が進んでいる。

加えて、再エネ海域利用法の一部を改正する法律が施行されると、排他的経済水域（以下「E E Z」という。）における案件形成の加速化が期待される。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光パネルは、余剰電力買取制度及びF I T制度の創設を契機として急速に設置が進展しており、これらの廃棄が2030年代半ば以降から本格化することが見込まれている。加えて、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池も今後廃棄台数が増加することが見込まれている。一部の太陽光パネルには、他の電子・電気機器と同様に鉛などの有害物質が含まれているものがあることや、蓄電池は可燃性の液体が含まれていること等から、蓄電池を含む太陽光発電設備は、環境汚染防止の観点で適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点でもリサイクルルートを確立する等、持続的に資源循環を図る必要がある。

さらに、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策等が不十分であるため普

及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

また、消費者の取組として環境に配慮した電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うことが求められている。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠である。国は、令和3年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ、あわせて、再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指すとしているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 2030年の再生可能エネルギー割合38%以上を目指すとしていることから、再生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050年カーボンニュートラル」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第6次エネルギー基本計画において、2030年の再生可能エネルギーの割合を36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には38%以上の高みを目指すとしていることから、2050年の排出実質ゼロの達成に向け、この方針に沿って38%以上の高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、次世代太陽電池や浮体式洋上風力発電を始めとする次世代再エネ技術の早急な社会実装に向けた支援強化を行うとともに、既存再エネ技術に対する補助制度の抜本的な拡充を実施すること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電池等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、AI・IoT等のデジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素や系統用蓄電池等の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

また、IPCCの最新の科学的知見による第6次評価報告書及びグローバルストックテイクの合意内容を踏まえ、世界各国による更なる取組強化と2035年削減目標の設定が必要なことから、更なる再生可能エネルギーの導入拡大を目指す次期エネルギー基本計画を策定すること。

なお、策定に当たっては、2035 年削減目標、2050 年の排出実質ゼロを見据え、再生可能エネルギーの導入加速に向けたロードマップを明示すること。

(2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、再生可能エネルギー導入の阻害要因となる系統制約が依然として発生している。

このため、これらを解消するため、以下の内容について更に取組・検討を深め、2030 年の再生可能エネルギー利用割合 38%以上の実現に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

令和 5 年 4 月より、日本版コネクト&マネージにおける「ノンファーム型接続」が基幹系統より下位のローカル系統においても適用されたことから、再生可能エネルギーが優先的に送電線を利用できるよう整備されたが、引き続き発電された再生可能エネルギーを最大限活用するため、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電を一層推進するなど、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組の更なる強化を図ること。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入に向けた支援を抜本的に強化すること。

電気事業法の改正により、大型蓄電池から放電を行う事業が発電事業に位置付けられ、蓄電所の定義も新たに加わった。系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものである。系統用蓄電池の導入拡大に向けて支援策を継続するとともに、導入がさらに円滑に促進するよう、蓄電池設置事業者の工事費負担金の軽減、充電制御方法や系統接続ルールの整備、系統用蓄電池の適地の情報公開等を行うこと。

② 出力抑制の最小化

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無補償の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、全国各地で既に出力抑制が実施され、さらに、東京電力管内においても出力抑制の可能性が示されている。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北・東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を図るとともに、デジタル技術を活用した出力制御の高度化を最大限かつ着実に推進し、出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の

増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールの前倒しや海底直流送電の活用等を図るとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、将来的な系統の絵姿を示した「広域連系系統のマスタープラン」を踏まえ、全国規模での系統増強を早期かつ効率的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点を踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、制度等の構築、その着実な運営に加え、時宜に即した見直しや将来を見据えた対応と強化を間断なく実施していく必要がある。ついては、以下の必要な措置を講じること。

① F I T制度及びF I P制度の着実な運用と適切な見直し

2022年4月から一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、F I P制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、F I T制度においては、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、F I T制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV 2 Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続については、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

また、F I T制度による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、制度導入時と比べ、大きく上昇しており、電力消費者の負担感が増していることから、負担の増加を抑えることを検討するとともに、その仕組みを分かりやすく説明すること。

② F I T制度買取期間終了後の対応

令和元年11月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう引き続き適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知を引き続き行うこと。

③ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法[※]における中間評価の公表を踏まえ、中間評価の達成事業者については、2030年度の目標値を上回る取組を促すとともに、未達事業者においては、着実な目標達成に向け、適切な指導・助言を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、F I T電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

④ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑤ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑥ 非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑦ 地方自治体内の再生可能エネルギー利用状況に関する情報の提供

発電事業者から電力需要家に直接供給される再生可能エネルギー電力や電力需要家による非化石証書の直接調達について、国において統計的な情報収集や地方自治体への情報提供を実施するなど、全ての地方自治体が地域における再生可能エネルギー電力や証書の利用状況を把握できるよう適切な措置を講じること。

(4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO₂を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、島しょ地域のレジリエンスを向上させるとともに、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。あわせて、島しょ地域に再生可能エネルギーを導入する際、資材の輸送費等のコストがかかることから費用が割高となり、本土と比較して事業性の確保が難しい現状を踏まえ、本土と電力系統

が繋がっていない電気事業法上の離島にあたる場合は、FIT 制度の買取価格を上乗せするなどの措置を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素や系統用蓄電池等の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

(5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置

EU 各国などで作成されている海洋利用計画並びに中長期的な入札目標及びサイトの明示等、国際市場で競争力を発揮できるような戦略を策定するとともに、当該目標に合わせて、国が主体的に系統増強及び基地港湾の整備を計画的に進めること。

洋上風力発電設備はサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、国内には潜在力のあるサプライヤーが存在することから、今後の市場獲得に向けた次世代技術の開発を戦略的に進めていくこと。また、洋上風力の案件形成が迅速かつ円滑に進むよう、地域との合意形成を国が主体的に進めるなど必要な措置を講じること。

さらに、波力発電など新たな海洋エネルギーの開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

加えて、EEZ まで洋上風力事業を展開することを考慮すると、発電事業者に過度な負担を強いることのないよう、系統に接続するための海底送電ケーブル敷設などのインフラ整備を支援すること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

(7) 環境に配慮した電力選択の喚起

電力小売全面自由化以降、ビジネスモデルが多様化する中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みや供給するサービスの安定性等について、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、電気事業者に対しては、供給する電気の電源構成、料金変動の仕組みや可能性について契約時に消費者へ説明する等、積極的に情報公開が行われることで環境に配慮した電力選択が促されるよう、必要な措置を講じること。

(8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

国は、10kW 以上のFIT・FIP 認定事業者に対して、放置・不法投棄等の懸念から廃棄等費用の源泉徴収的な外部積立が開始されているが、10kW 未満の都市部に多い住宅用の太陽光発電設備の廃棄処理は、少量で散発的に排出され非常に非効率であるにもかかわらず、国は、家屋解体時に適切に廃棄されるものと想定し、リユース・リサイクルに誘導する有効な方策を講

じていない。

今後、大量廃棄を迎えるに当たり、住宅用モジュールのリユース・リサイクルが着実に進められるよう、その費用の積立、効率的な回収や一時保管、中間処理後のガラスの有効活用等、高度循環利用に向けた新たな仕組みを構築すること。

また、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池についても、今後廃棄台数が増加することが見込まれるため、安全かつ効率的な回収方法や、リサイクル等が進む仕組み等を構築すること。

(9) 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組の更なる促進

国においては、2030年までに新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置するという目標を掲げている。他方、都においても令和4年12月に環境確保条例を改正し、新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化等を2025年から開始する。

これらの取組を着実に推進していくためには、再生可能エネルギーに係る持続可能なサプライチェーンの構築が肝となる。

国際エネルギー機関は、クリーンエネルギーの普及に必要な原材料や製品のサプライチェーン上のリスクのひとつとして、サプライチェーンが特定の地域や企業に過度に集中していることを挙げており、各国政府に対し、国内産業の競争優位性を育む産業戦略を立てることなど、生産拠点の分散化等を提言している。こうした提言も踏まえ、国においては原料調達チャネルを確立するなど生産地の多様化を進め、安定的なサプライチェーンの構築に向けた取組を推進すること。

また、信頼性の高いサプライチェーンの構築に向けて、人権尊重などグローバルなサプライチェーン上の課題を常に認識し、国際スタンダードを踏まえた企業の適正な取組を継続的に促していく必要がある。欧州をはじめとする諸外国においては、法制化によって一定の条件を満たす企業に対し、人権デュー・ディリジェンスを義務付ける国が増加している。こうした動きも踏まえ、日本においては、国が令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業による人権尊重の取組を促進しているが、国際的な要請に応え、企業の予見可能性及び公平な競争環境を確保する観点からも、速やかに人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を進めること。さらに、日本国内の企業が人権デュー・ディリジェンスに取り組めるよう、令和5年4月に公表された実務参照資料のカバー範囲以外の取組についても、速やかに手引書を作成すること。

5 水素社会の実現に向けた取組の加速【最重点】

(提案要求先 総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局・港湾局・建設局・交通局)

(1) 令和6年5月に成立した「水素社会推進法」に関し、計画認定における地元の地方公共団体の関与規定を設けるなど、国と自治体の連携の下、水素社会を実現していくこと。

また、同法が価格差支援と拠点整備支援を予定する計画認定について、大規模なパイロットプロジェクトだけでなく、水素社会の実現に資する多様なニーズを捉えたプロジェクトへの後押しにもつなげるよう、支援の充実を図ること。

(2) 「水素社会推進法」において実現を目指す事項以外についても、引き続き、「水素基本戦略」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、強力に推進するための施策について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

また、「グリーンイノベーション」基金やGX関連投資を、「水素社会推進法」の支援対象だけでなく、東京など水素の利活用ポテンシャルの高いエリアで重点的に活用する方向を示すこと。これにより、東京のような大都市が、水素の利活用を進めるモデルケースとなるよう、国として適切にサポートすること。

特に、都は、グリーン水素の取引市場となる水素取引所について検討しており、自治体独自で価格差支援を行う取組について、国として財政面から後押しを行うこと。

加えて、水素取引の活性化に向け、都が先行して実施するトライアル取引等の取組を踏まえ、国による全国展開を図ること。

(3) 水素の経済合理性を高めるため、カーボンプライシングをはじめとした制度を有効に機能させるほか、グリーン水素製造時の水電解に必要な電力に対する減免措置などの様々な支援手法を活用し、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

(4) 大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

将来的な川崎臨海部での水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

(5) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素の普及に向けて、法令等の規制緩和、技術開発の推進、継続的な財政支援及び他団体との連携促進等に取り組み、グリーン水素供給体制の確立に向け国として先導的な役割を果たすこと。

(6) 海外の都市とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

(7) 水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池車両及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

また、税制の優遇措置による実装化に向けた支援策を強化すること。

こうした取組のほか、先行して水素利用が進むモビリティ分野に関し、国は自治体との連携を深め、自治体が重点的に環境整備を進めるエリアに対するインセンティブを設けること。

加えて、技術開発の動向等に即した安全性評価の仕組みの整備を支援すること。

- (8) 家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、積極的な普及を図るための財政支援を行うこと。

- (9) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

また、燃料電池自動車（乗用車）の業務用車両としての活用を促進すること。

- (10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

燃料電池バスや燃料電池トラックの導入については十分な予算規模を確保するとともに、導入後に負担増となる燃料費等にも支援を行うこと。燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めるとともに財政支援を行うこと。

(11) 水素ステーションに対する財政支援を継続的に行うとともに、都市部における水素ステーション整備、運営の困難性に鑑みて、障壁の設置や土地賃借料など、整備、運営に不可欠な経費に対しても支援を拡大すること。供給能力増強に伴う工事費及び休業損失、経年による機器交換費等、水素ステーションを継続的に運営するために必要な支援を行うこと。

ア 整備に関すること。

燃料電池バスや燃料電池トラック等の更なる普及を図るため、供給能力増強に伴う工事費補助の拡充等、十分な財政支援を行うこと。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

イ 運営に関すること。

10年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、供給能力増強に伴う休業損失、経年による機器交換費等への支援の実施や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。水素ステーションの経営自立化の促進に当たっては、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

(12) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制や障壁の高さの基準見直し、保安検査の方法等の更なる緩和を進めること。

高压設備の使用時間に応じた補修に係るコスト低減に向け、関連業界等への働きかけを実施するとともに、機器の耐久性向上に資する技術開発を支援すること。また、補修の時期や費用を評価する仕組みと評価人材の育成を検討すること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法及び高压ガス保安法における技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの容器再試験について、走行等による充填圧力の低下により容器再試験に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、試験基準を緩和するなど方法を見直すこと。

(13) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村跡地の再開発地区における水素利活用のための施設整備・運営に対する補助制度を拡充すること。

(14) 東京港における水素を燃料とする荷役機械や車両等について、導入費用等に対する十分な財政支援を行うこと。また、特に F C 型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、ガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

(15) 都は、水素を燃料とする小型船の建造を進めており、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」に基づき設計を行っている。同ガイドラインは、大型 L N G 燃料船を対象とした国際基準をベースに作成されているため、小型船への適用が困難な場合がある。水素を燃料とする船舶の普及拡大に向け、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

(16) 鉄道分野においても水素の利活用を推進するために、早期に関連法令の一元化を進めること。

(17) 火災予防条例準則第3条第1項第18号について、液体燃料、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列举することにより気体燃料として明示すること。

(18) 水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、更なる普及啓発を図ること。

<現状・課題>

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるCO₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国では、令和5年2月に「GXに向けた基本方針」を決定し、令和5年6月には、「水素基本戦略」が改定され、加えて、「水素産業戦略」及び「水素保安戦略」も示された。令和6年5月には「水素社会推進法(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律)」が成立し、事業者の低炭素水素等供給等事業計画を国が認定するなどの取組が進められることとなっている。

現在、家庭用及び業務・産業用燃料電池や燃料電池自動車・バスなど、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及・拡大に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

(1) 令和6年5月に成立した「水素社会推進法」は、鉄鋼業・化学産業といっ

た代替技術が少なく転換が困難な分野の水素へのエネルギー転換を図るパイロットプロジェクトの立ち上げを支援するため、国が事業計画を認定し、関連法における許認可の取得や拠点整備を支援することで、事業計画を迅速に実現することを目指すこととしている。

しかし、本法における計画認定は、主として長期的な大規模プロジェクトとなることが想定される。こうした計画は、当該計画地の地元自治体にとっても、現に実施している施策や水素に係る戦略等に密接に関連するものであり、当該計画がこれに合致するか確認する機会が必要である。

そのため、計画認定における地元自治体の関与規定を設けるなど、国と自治体の連携の下、水素社会を実現していくこと。

また、本法の支援対象となる大規模プロジェクトにおいて大量にCO₂を排出する事業者を水素転換することは、脱炭素を進める上で効果的であるが、都内には多数の中小規模の事業者も所在しており、こうした事業者の水素利用を促進することで得られるCO₂排出削減量の総量も、脱炭素を進める上では重要な要素となる。

都は、中小規模も含むすべての事業者が水素を利用できる供給環境の整備を進め、各業種の利用形態に応じた水素需要の創出や水素モビリティの普及促進など、多様なニーズを捉えた需要拡大につながる幅広い支援を行うことで、水素社会の実現を目指している。

そこで、本法が価格差支援と拠点整備支援を予定する計画認定について、大規模なパイロットプロジェクトだけでなく、水素社会の実現に資する多様なニーズを捉えたプロジェクトへの後押しにも繋げるよう、支援の充実を図ること。

- (2) 「水素社会推進法」において実現を目指す事項以外についても、引き続き、「水素基本戦略」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、強力に推進するための施策について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

ロードマップを踏まえ、日本の水素技術を世界に展開するための後押しとなる産業戦略を迅速かつ着実に実施すること。

「水素保安戦略」による安全の確保を前提とした水素利用に関する規制の合理化・適正化、水素利用を促す環境整備などについても、実現への筋道を明確化した上で具体的な対応内容を公表すること。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組、技術開発支援など、社会実装化に向けた取組を加速すること。

今後 10 年間に官民による 150 兆円超のGX関連投資を引き出すべく、国による 20 兆円規模の先行投資を行う方針が示されたことも踏まえ、これらの基金や投資を、「水素社会推進法」が支援対象とする鉄鋼業や化学工業などの分野だけでなく、東京など水素の利活用ポテンシャルの高いエリアで重点的に活用する方向を示すこと。

これにより、様々な機能を集積する東京のような大都市が、水素の利活用を進めるモデルケースとなるよう、国として適切にサポートすること。

特に、都は、水素製造者と都内の需要家がオープンに参加できるグリーン

水素の取引市場となる水素取引所について検討しており、取引所を介して供給者とオフテイクをマッチングさせ、自治体独自で価格差支援を行う取組について、国として財政面から後押しを行うこと。

加えて、水素取引の活性化に向けた裾野を広げるため、都が先行して実施するトライアル取引等の取組を踏まえ、国による全国展開を図ること。

これらにより、水素社会の実現に資する具体的な施策が早期に実施されるよう国として最大限の役割を果たすこと。

- (3) 水素が経済合理性を有するほどの価格水準となるまでの間、特にグリーン水素は、その価格が化石燃料に比べ相対的に高く、経済的に選択されにくいエネルギーとなるため、普及量も一定程度とならざるを得ない。

そのため、国は、水素の経済合理性を高めるため、カーボンプライシングをはじめとした制度を有効に機能させるほか、グリーン水素製造時の水電解に必要な電力に対する減免措置などの様々な支援手法を活用し、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

- (4) 水素利活用の拡大に向けては、水素の需要と供給の同期化が必要であり、エリア単位で需要を創出しながら供給体制の構築を進めることが重要であるため、大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

具体的には、将来的な川崎臨海部での海外水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワークの具体的な構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる水素独自の特性（例：燃焼速度）やプロセス変更等の技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

- (5) 脱炭素社会の実現にはグリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、法令による規制や技術開発、コスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。これらを解決するために、グリーン水素供給体制の確立に向けた支援策や制度構築を推進すること。このため、次の事項に関し対応を図ること。

ア 法令等の規制緩和

市街地での水素貯蔵可能量に関する法令の規制緩和の実施

水素の利用拡大に向けた関係法令の規制緩和の実施

イ 技術開発の推進

グリーン水素の製造から利用に係る、より高効率な設備等の技術開発

グリーン水素を合成燃料に活用することにより、熱や運輸のカーボンニュートラルにも貢献できることから、これに係る技術開発

ウ 継続的な財政支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備導入への支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備等運営に要するコストへの支援

グリーン水素と化石燃料由来水素との価格差への支援

エ 他団体との連携促進

福島県・山梨県をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

グリーン水素の国際サプライチェーンの構築を進めるとともに、海外都市等との連携に取り組む自治体を支援することにより、着実な確保を目指すこと。

オ その他

国におけるグリーン水素の環境価値評価を確立し、認証やクレジット化を促進すること。

需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みの検討を実施すること。

- (6) 海外の都市等とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

また、国における国際的な取組の進捗状況を都に情報提供するなどにより、効果的な事業の推進を図ること。

- (7) 水電解装置等のグリーン水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフト及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者及び水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

また、水素エネルギーの実装化のため、水素製造設備や付帯設備の投資を促進する税制を実施するとともに、広く優遇措置を行うこと。

こうした取組のほか、先行して水素利用が進むモビリティ分野に関し、国は自治体との連携を強め、自治体が重点的に環境整備を進めるエリアに対するインセンティブを設けること。

加えて、水素を利用する新製品の開発や導入の促進に向けて、技術開発の動向等に即した製品の安全性等を評価する仕組みの整備を支援すること。

- (8) 省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、幅広く財政支援を行うこと。また、家庭用燃料電池におけるドレン排水に対する取扱いを業務・産業用燃料電池等にも適用するなど、機器を設置しやすい環境についても整備すること。

- (9) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。加えて、燃料電池自動車の特性を踏まえ、タクシー・ハイヤーやレンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

- (10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用に

について、より積極的な施策展開を行うこと。

また、燃料電池バスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで6か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。燃料電池バス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にすること。

加えて、燃料電池バスや燃料電池トラックに対しては、負担増となる燃料費に対しても財政支援を行うこと。

観光バス、中型・大型トラックやごみ収集車をはじめとする各種作業用車両、水素運搬時の脱炭素化に資する水素運搬トレーラー等、燃料電池車両の研究開発、走行実証、導入に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(11) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア 整備に関すること。

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置、水素ステーションの併設、転換のために行う既存設備等の撤去・移設、また、燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラックなどの商用車両の実装化を見据え、水素充填量の多い大型車両対応のための能力増強工事など、整備に必要な経費にも拡大し、十分な補助を実施すること。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充填を実施する水素ステーションや水素充填圧力 35MPa の水素ステーション、事業所専用の水素ステーションについても支援対象とし、補助制度の拡充を図ること。

既存ガソリンスタンド等に、水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEVレンタカー・カーシェアの導入を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあっせんを行うなどの支援を行うこと。

イ 運営に関すること。

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とすること。水素ステーションを継続的に運営するためには、経常的な経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強工事等による休業時の損失も発生することから、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池バス対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置につい

て、継続的に実施すること。

加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の３年間から事業運営期間中全体に延長すること。また、令和５年度から低減された中規模水素ステーションについて、軽減割合を３分の１以上に引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に１０カ月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能やサービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

整備済み水素ステーションの過半を占める中規模区分の運営経費の補助金額の上限が、令和５年度より１００万円減額されているが、補助金額については、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜に適った対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

- (12) 「規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置すること。加えて、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスペンサーと公道との離隔距離の短縮を可能とする新たな代替措置が例示基準へ追加されたが、ガソリンスタンド並みの更なる緩和（現状の５ｍから４ｍ）を進めること。また、障壁の高さに関してガイドラインが示されたが、一般的に適用可能な例示基準等についても見直すことで緩和の実効性を図ること。

水素ステーションの保安検査方法について事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

現状では保安検査に２週間程度を要し、その間の営業ができない上、約１,５００～３,０００万円の高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、これまでの水素ステーションにおける故障や事故の発生状況を踏まえ、保安検査の頻度を数年に一回にすることや、検査方法を簡素化する等更なる緩和を進めること。

使用期間の制限のない、疲労破壊の蓋然性が低い蓄圧器については、高額な経費を要する開放検査ではなく、外観検査と気密検査のみに代える、日

常点検が行われている緊急離脱カプラーの検査頻度を毎年から数年に一回の頻度にするなどの見直しを図ること。あわせて圧縮機のオーバーホールなど高圧設備の使用時間に応じた補修にかかるコスト低減に向け、関連業界への働きかけを実施するとともに、機器の耐久性向上に資する技術開発の支援を行うこと。また、補修の時期や費用を第三者が評価する仕組みとともに、評価が行える人材の育成を検討すること。

消防法は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。また、上部に建築物を有する水素ステーションの整備が可能となるように、高圧ガス保安法において、技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの水素タンクは、自動車の継続検査等の際容器再試験が必要であり、試験項目の一部である漏えい試験については、最高充填圧力の5分の3以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから試験場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、試験に必要な圧力を確保できず試験が実施できない場合がある。このため、試験における充填圧力基準を緩和するなど、容器再試験の方法を見直すこと。

- (13) 晴海の再開発地区（選手村跡地）における水素導入は、一般住宅地における水素利用のモデルの構築により、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、本地区における水素ステーションの整備や定置用燃料電池の設置等に対する補助制度を拡充すること。

また、実用段階では日本初となるパイプラインによる水素の街区供給事業を継続させるため、運営費支援などを導入するとともに、水素のパイプライン供給の社会実装化を推進すること。

- (14) 都は、令和5年3月に「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を公表し、東京港における脱炭素化に向けた取組を推進しているところであるが、CO₂排出量の多くを占めるふ頭内の荷役機械や車両等のゼロエミッション化が重要な課題となっている。

大型荷役機械であるタイヤ式門型クレーンについては、近年FC換装型の機種が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素を燃料とするこれらの荷役機械や車両等の導入に当たっては、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが、普及推進を妨げる要因となっている。加えて、港内でCO₂フリーな電力を確保するためのFC型発電システム等、新たな水素需要も想定されているが、従前の化石燃料と比較した調達価格の差が大きいままでは、利用促進が困難である。

東京港におけるカーボンニュートラルポートの早期形成に向け、荷役機械等の導入費用及び運用費用について、十分な財政支援を行うこと。

また、24時間365日稼働する港湾のターミナルにおいて、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給することを念頭に、特にFC型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、安全対策、管理体制及び作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

- (15) 庁有船に関しても、現在、更新期を迎えた指揮艇（注1）等は水素を燃料

として活用する船舶に置き換える予定である。

現在、これらの設計を行っているところであるが、大型船が対象の「水素燃料電池船の安全ガイドライン」を適用すると、小型船の実情に合わない項目がある。同ガイドラインにより、水素漏洩が想定される危険場所を設定するため、小型船では船内出入口の設置場所や船室面積に制限を受け、船舶機能が大幅に制限される。

これまでも小型船の実情に合わせ同ガイドラインは一部見直されたが、水素を燃料とする船舶の更なる普及に向け、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

(注 1) 職員輸送や港湾施設、河川施設巡回等に使用する定員 10 名程度で 20 トン未満の小型船

- (16) 燃料電池を用いた鉄道車両については、鉄道営業法と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されている。このことにより、鉄道事業者は個別に手続きを行う必要があるため、開発や走行試験、導入の妨げになるおそれがある。

そのため、燃料電池自動車等の規制一元化と同じく、燃料電池を用いた鉄道車両についても、早期に法令の一元化を進めること。

- (17) 水素の小規模利用を行う際、消防庁が定める火災予防条例準則において、第 3 条第 1 項第 18 号中に水素ガスが例示列举されていないため、利用が許可されないケースが生じている。

そのため、同準則同条同項同号について、液体燃料、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列举することにより、気体燃料として明示すること。

- (18) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、製品や技術開発の動向を踏まえつつ更なる普及啓発を図ること。

6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を始めたところである。

しかしながら、都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力を得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、下記の措置を講じること。
 - ① 市民緑地契約制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。
 - ② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税の軽減に関する税制特例に伴う十分な財政支援を行うこと。

- ③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の８割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。
- (４) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。
- (５) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。
- ① 都独自の保全緑地
 - ② 区市町村独自の保全緑地
 - ③ 都自然環境保全地域特別地区
 - ④ 都立自然公園特別地域
 - ⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
 - ⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
 - ⑦ 区市町村指定の保存樹林
- (６) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

7 公園整備事業等の推進【最重点】

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の回復を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保するとともに、活用しやすい制度設計とすること。
- (2) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (3) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

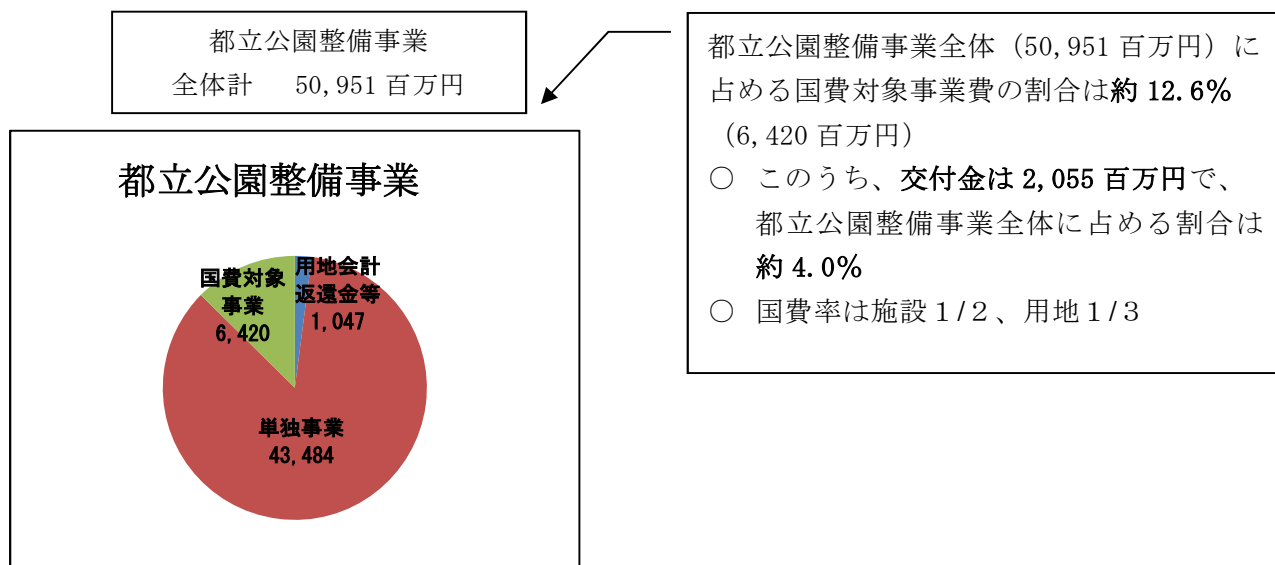
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和5年4月現在）	公園整備済面積 （令和5年4月現在）
		規模 （ha）	規模 （ha）
都市公園	都立公園	3,968	2,057
	その他公園	7,489	3,990
都市公園以外の公園		—	2,030
計		11,457	8,077
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.8 m ² /人		8.2（m ² /人）	5.7（m ² /人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和6年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

（令和6年4月1日現在）

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
23 区	19	86.91
多摩・島しょ	34	233.86
東京都全体	53	320.77

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
公園整備		1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法 56 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

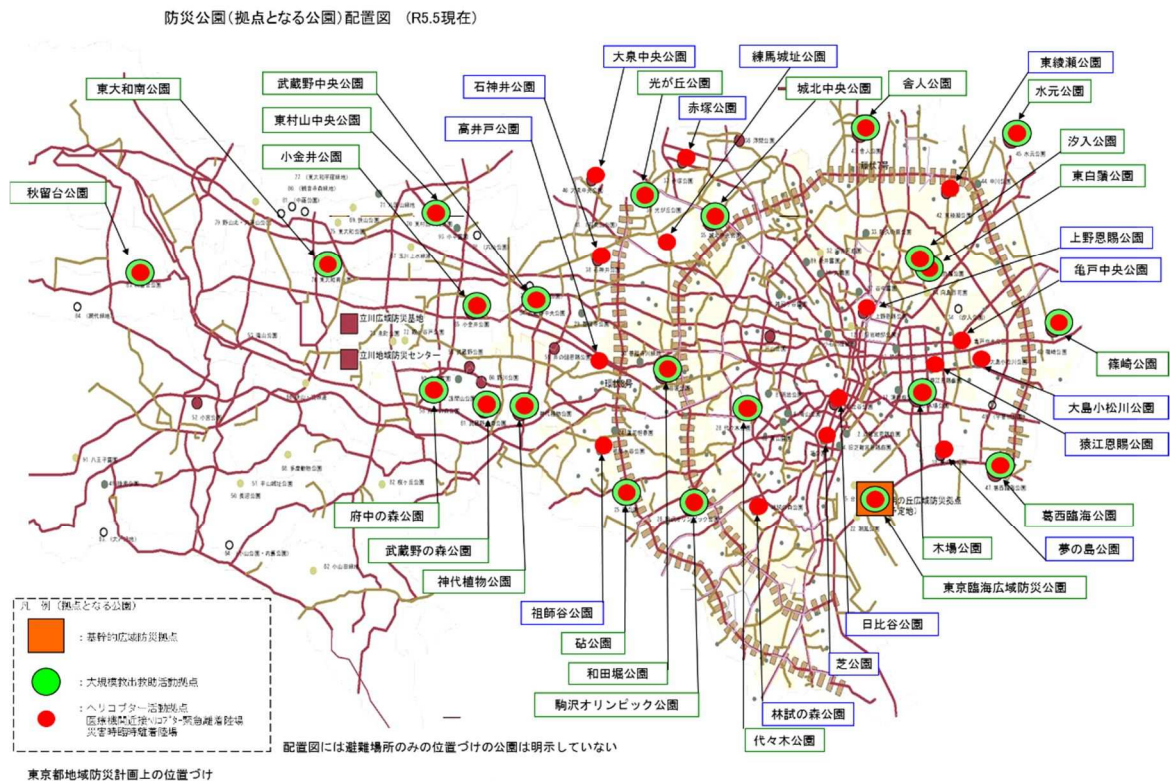
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約 5 割に過ぎず、2029 年度までに約 108 ヘクタールで事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

<具体的要求内容>

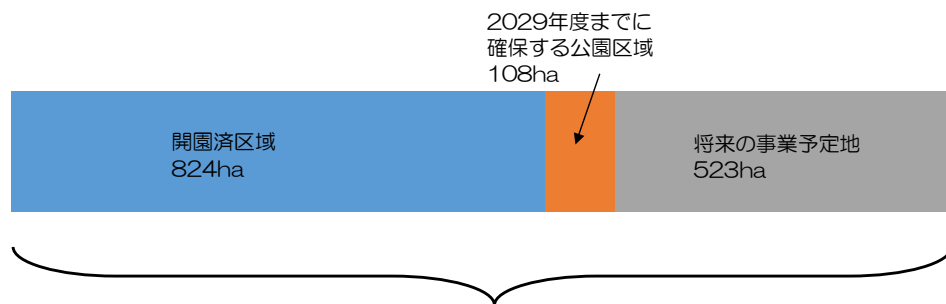
- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」等で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げること。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R 6 . 2)



(2) 防災公園の整備促進 (R 6 . 2)



(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
参 考	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
	道路・街路整備	1 / 2	道路法 56 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

8 都市再生推進のための国有財産の活用

1 国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・建設局)

- (1) 都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。
- (2) 緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

<現状・課題>

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成 22 年 6 月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。
- (2) 都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。
- (3) 国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹林の保全や新たな緑地の創出などに努めること。
 - ① 引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に配慮すること。
 - ② 国有地として保有せず、民間事業者等に貸付又は売却などを行う場合は、既存樹林の保全あるいは新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

2 公園整備に係る国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償で貸し付けること。

<現状・課題>

都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約 2.1 ヘクタール）として公開している。平成 13 年 10 月に開園し、年間約 20 万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舎敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広大な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

<具体的要求内容>

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償で貸し付けること。

参 考

(1) 国有地の無償貸付制度の概要

【法令上の優遇措置】

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合 無償で貸し付けることができる
------------	-------------------------------------

【運用】

財務省通達 ○未利用国有地等の管理処分方針について (H23. 5. 23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、 全面積を時価売払 いするものとする ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 ・ 国が移転経費を要した財産
--	--

都立旧岩崎邸庭園拡張区域



宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H19. 6. 15）/国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示された湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示され（平成26年度以降）ているが、具体的な時期が示されていない。

9 国有農地の有効活用に向けた運用の改善

【最重点】

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

国有農地を公的利用する場合には柔軟な新規貸付けを可能とすること。

<現状・課題>

東京都内には、国有農地（開拓財産を含む）が約 1,000 筆（約 40 h a）ある。こうした国有農地については、農耕用や農業生産以外の用途として貸付けが行われているが、その一方で、600 筆（約 26 h a）以上が、貸付けがされず、活用されていない状況にある。

このような未活用の国有農地は、国の方針に従い、旧所有者等への売却や財務省への移管などにより順次処分することとされているものの、越境工作物等のは是正の見通しが立たず、処分に長期間を要する場合もあり、過去 10 年間での処分件数は 191 件となっている。

こうした中、近年、農的な活動を通じた地域コミュニティの形成やエネルギーの安定供給等のニーズから農地の活用が注目されている。この様なニーズに応える手段の一つとして、未活用となっている国有農地の活用が挙げられ、地域の住民が身近な場所として一緒に農作業ができる農園の開設や太陽光発電パネルの設置等が想定される。

しかし、現行の運用では、処分促進につながる場合を除き、国有農地の新規貸付けは行わないこととされているため、こうした社会的課題の解決のためには、地域のニーズに応えられるよう、柔軟な貸付けを可能とする必要がある。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

国有農地の有効活用に向け、貸付けが行われていない国有農地について、処分に支障を及ぼさない範囲において、自治体が農的な活用のほか、非農的な利用をする場合においても、環境対策など公的な必要性がある場合には購入を前提としない新規の貸付けを可能とすること。

1 0 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

世界自然遺産を将来にわたって保全していくため、外来種対策など、国は自らの取組を強化するとともに、都、村の取組に対して財政支援などを積極的に行うこと。

<現状・課題>

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月に世界自然遺産に登録された。世界遺産は人類共通の財産であり、未来の世代に引き継ぐために確実に守らなければならない。それは、世界遺産条約締約国である日本の責任である。

そこで、世界自然遺産の適正な保全管理を推進するに当たっては、国が、主体的に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、小笠原諸島の世界自然遺産の保全管理について、「世界自然遺産 小笠原諸島管理計画」に基づき、今後とも着実に外来種対策などに取り組むこと。特に、緊急の課題である兄島のグリーンアノール対策については、機動的な緊急対策を進めるとともに、根絶に向けて十分な財政措置を講じ、的確な取組を行うこと。
- (2) 国は、新たな外来種の侵入拡散防止に積極的に取り組むなど、世界遺産委員会の勧告に適切に対応すること。
- (3) 国は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラシジミ、ムニンノボタンなど絶滅に瀕する固有の希少動植物の保護増殖事業への取組を拡充すること。
- (4) 喫緊の課題であるオガサワラカワラヒワについて、国は、自らが定めた「オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画」に基づき外来種対策などの取組を迅速に拡充するとともに、都や村が行う事業について十分な財政措置を講じること。
- (5) ノヤギの駆除を含む植生回復等都や村が行う事業については、引き続き財政措置を講じること。

1 1 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

1 環境・保健対策の充実

(提案要求先 環境省)
(都所管局 保健医療局)

大都市における大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染物質の健康影響に関する研究調査などを推進し、環境・保健対策の充実を図ること。

<現状・課題>

大気汚染物質と健康被害との関係については、国において各種の研究調査が実施されており、平成 21 年 9 月に、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の健康影響に関する評価が行われ、環境基準が設定された。

しかし、いまだ、粒子状物質や共存大気汚染物質の健康影響等について未解明な部分も多く、必要な研究調査等を推進し、早急に実効性ある対策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

微小粒子状物質（PM_{2.5}）などによる大気汚染の健康影響に関する研究調査を推進し、大都市における大気汚染の状況を十分に踏まえた公害健康被害予防事業の内容の強化充実及び対象地域の拡大を図ること。

2 大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策の実施

(提案要求先 環境省)
(都所管局 保健医療局・環境局)

大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を実施すること。

<現状・課題>

健康被害者に対する救済では、平成 19 年 8 月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、都は、気管支ぜん息の医療費助成を、それまで 18 歳未満だったものを平成 20 年 8 月から全年齢に拡大して実施してきた。本制度により認定を受けた 18 歳以上の患者は令和 6 年 2 月末時点で約 4 万 2 千人となっている。

都は、制度創設時に関係者が拠出した原資をほぼ使い切ること、関係者からの新たな財源拠出が困難なことなどから、18 歳以上の患者への新規認定を平成 26 年度末で終了するとともに、現に助成を受けている患者に対し、平成 30 年度からは自己負担を導入し、引き続き都の応分の負担による助成を実施している。

しかし、自動車排出ガスによる大気汚染の根本的な原因は、国の規制が遅れたことにあり、国は健康被害防止に有効な対策及び総合的な健康被害者救済策を、

責任をもって講じていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

大気汚染による健康被害者の早期救済のため、都としては医療費助成を実施しているが、国の責任として、大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を検討し、早急に有効な対策を講じること。

1 2 熱中症対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・環境省)
(都所管局 環境局・政策企画局・総務局・保健医療局)

- (1) 熱中症の危険性に関する普及啓発活動を大幅に強化し、継続して広報を展開すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報の伝達経路は、デジタル技術を活用して都道府県・区市町村などの関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。また、関係省庁からの伝達経路を明示すること。
- (4) 熱中症特別警戒情報の伝達方法及びクーリングシェルターの指定、管理や開放に関して、各自治体から寄せられた意見・質問等や運用面で想定される課題等について、Q A形式等により速やかに見解を公表すること。
- (5) クーリングシェルターの指定や開放に必要な支援策を講じること。また、国の施設においても、区市町村が早期にクーリングシェルターとして指定ができるよう、施設名等を早期に公表すること。

<現状・課題>

(熱中症特別警戒情報等について)

熱中症による死亡者数は、自然災害よりも多い状況である中、熱中症のリスクやその軽減のための基本的な知識の普及が十分に進んでいない。

現行の熱中症警戒アラートは、国から東京都（以下「都」という。）を經由して区市町村へ伝達しているが、改正気候変動適応法（以下「同法」という。）で新設された熱中症特別警戒情報について、環境省からのメールによる通知など、情報の伝達がシステムではなく、人の手を介して行われるため、迅速・正確に行われないおそれがある。また、発表されない日でも、運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。

環境省以外の伝達経路は、本年 2 月 27 日公表された熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針において、「他関係府省庁においても、それぞれが有する様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。」となっているが、具体的な手段が明示されておらず、警戒伝達の即応性、実効性の確保の点で懸念がある。特に、気象庁からの伝達方法については、「気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。」といった例示にとどまり、具体的にどのような形式でどのような内容の情報となるのか示されていない。

また、熱中症特別警戒情報の発表基準は、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35（予測値）に達する場合」となっているが、建物が密集し人工被覆が多い都心部と、山間部や島しょ部では、気象条件の差異が非常に大きく、地域の暑さの実態に応じた発表としない可能性が高い。

（クーリングシェルターについて）

区市町村が指定することができるクーリングシェルターの施設条件について、同法及び省令では、適当な冷房設備を有すること、必要かつ適切な空間を確保することなどが示されているが、受け入れることが可能であると見込まれる人数の算出基準が示されておらず、また、協定締結者となる施設の管理者に関する定義が不明確である。これらの内容は、都内区市町村等からも複数質問が寄せられており、法施行後の運用面での懸念がある。

< 具体的要求内容 >

- （１）これまで、省庁横断的に熱中症予防キャンペーンが実施されてきたが、熱中症による死亡者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、きめ細かく分かりやすいキャンペーンなど効果的な普及啓発活動を継続して取り組むこと。
- （２）熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位での発表が基本とされているが、同一都道府県内であっても地域ごとに気象条件が大きく異なることから、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮した基準とすること。
- （３）新設される熱中症特別警戒情報については、国がデジタル技術を使って一斉に情報発信することにより、法定化された重要な情報を住民や関係機関に迅速かつ正確に伝達するとともに、都道府県・区市町村職員の作業負担を軽減することができる。

また、関係省庁から都や関係区市町村へ遅滞なく情報が伝達されるようなサブルートを明示するとともに、原則報道機関の協力を得て積極的に国民へ周知するという考えに基づく対応をすること。

- （４）クーリングシェルターの指定や管理、開放について、事例で示すだけでなく、各自治体から寄せられた意見や要望等を踏まえ、運用面で想定される課題（受入可能人数の算定方法や協定締結者の考え方）等を Q & A 形式などにより整理し、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」等に記載し、早期に公表すること。

(5) 区市町村での指定や施設管理者の開放に多大な負担が生じることのないよう、必要十分な支援策を講じること。

また、区市町村の施設だけでなく、国や都道府県、民間施設の幅広い活用が行われるよう、利用者への普及啓発に向けた効果的な方法を検討し、必要な協力を行うこと。特に、国の施設は早期に公表し、法施行後速やかに区市町村がクーリングシェルターとして指定できるようにすること。

1 3 フロン対策の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 機器廃棄時におけるフロン類の適正処理が行われるよう、フロン排出抑制法の内容の周知徹底や都道府県への支援、処分手続の迅速化などを国の責務において確実に実施すること。
- (2) フロン類の使用時漏えい対策として、フロン排出抑制法に基づき管理者に課されている第一種特定製品の点検が適正に行われるよう、事業者に対する周知徹底の仕組みづくり及び都道府県に対する情報提供を行うこと。また、先進技術を活用した漏えい対策の普及促進のため必要な措置を講じること。
- (3) 極めて強い温室効果を有している代替フロンを冷媒として使用した機器からノンフロン機器への転換を加速させるため、技術開発への支援や普及促進のために必要な措置を講じること。
- (4) 地方自治体の効果的な取組を促進するため、フロン類排出量推計の算定においては、より実態に即した内容に見直しを行うとともに、算定で活用したデータ等については詳細かつ速やかに提供すること。

<現状・課題>

フロン類の温室効果は極めて強く、国全体では温室効果ガス排出量の 4.5%、都内では温室効果ガス排出量の 10.1%を占めており（2021 年実績）、気候変動対策として、フロン類の排出削減は喫緊の課題である。

このような中、国は地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、2030 年度までに H F C s の排出量を 55%削減（2013 年度比）するという目標を掲げ、都も東京都環境基本計画（令和 4 年 9 月）において、2030 年の目標として H F C s の排出量を 65%削減（2014 年度比）という目標を掲げている。これらの目標を達成するためには、フロン類を使用する機器の製造時、使用時、廃棄時のライフサイクル全般にわたる排出実態を踏まえた削減対策に加え、ノンフロン機器の普及など、幅広い対策を更に推進する必要がある。

- (1) 国の報告によると、廃棄時のフロン類回収率は 4 割程度と低迷している。

さらに都では解体現場において聞き取りや指導等を行っているが、いまだにフロン排出抑制法に対し認識の低い事業者が散見される。

この状況を改善するために、フロン排出抑制法に基づき、機器廃棄時における適切なフロン類の回収処理等を周知し、事業者における取組の徹底を図るとともに、都道府県に具体的な取組方針を示す必要がある。

また、みだり放出違反については、被害拡大を防止する観点から迅速な対応が求められるが、行政に主体的な処分権限がなく、告発等による刑事処分は手続が煩雑かつ相当の時間を要し、速やかな処分は困難な状況にある。

- (2) 小規模の商店や飲食店ではフロン排出抑制法の認知度が極めて低いことが課題となっており、小規模事業者に対し積極的な使用時漏えい対策を促す仕組みづくりが必要である。また、建物用途によっては、業務用と家庭用機器が混在していることも多く、管理者が特定家庭用機器再商品化法とフロン排出抑制法どちらに基づいて廃棄等すべきか理解していないことも多いため、法の周知徹底などが必要である。加えて、対象者である管理者は業種業態も様々で、対象者数も膨大であり周知や指導等による具体的な削減効果の把握が難しい。

フロン類の使用時漏えい対策として機器の点検が義務付けられているが、人の手による点検では発見が困難な微小漏えいが起きていることが多く、漏えいの早期発見を可能にする常時監視システム等の先進技術の活用を推進することが必要である。

- (3) 業務用冷凍空調機器については、ノンフロンの冷媒を使用していくことが、排出抑制の有効な手段の一つである。しかしながら、現在のノンフロン機器は機種が限定されていることやフロン使用機器と比較して高額であることなどから、ノンフロン機器への転換が進まない状況となっている。このため、機器の管理者が積極的にノンフロン機器に転換できる環境を整える必要がある。また、空調機器等については現在ノンフロン機器が開発されていないため、ノンフロン機器の開発を支援する必要がある。あわせて、グリーン冷媒やノンフロン機器の開発状況を正確に把握する必要がある。
- (4) フロン排出削減の施策検討や対策効果の確認のため、フロン類排出量のデータは常に最新の状況を踏まえて算定等を行うことが重要である。そのため、国は「温室効果ガス排出量算定方法検討会」において、法改正効果等を考慮し、使用時漏えい率等を見直すとともに令和6年4月公表の「温室効果ガス排出・吸収量」に反映させたところである。しかし、国のフロン類の排出量推計には、他にも長年見直しが行われていない内容があるため、引き続き実態に即した必要な見直しを行い、速やかに推計に反映させていく必要がある。また、国が公表する排出量推計データが限られていることから、地方自治体において効果的な対策を検討するための障壁となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 廃棄時漏えい対策を促進するため、以下の内容を実施すること。

- ① 事業者に対し、機器廃棄時における適切なフロン類の回収が行われるようフロン排出抑制法の内容について周知徹底を図るとともに排出実態を把

握すること。

- ② フロン排出抑制法に基づく対策が確実に実施されるよう、都道府県に対して行政指導等に関する情報提供や支援を行うとともに、都道府県が実施すべき具体的な取組方針を示すこと。
- ③ 都道府県による指導監督の更なる実効性向上のため、みだり放出違反に対する行政処分の規定化や、速やかな刑事処分を行えるよう手続の簡素化などを図ること。

(2) 使用時漏えい対策を促すため、以下の内容を実施すること。

- ① 管理者に対し、フロン使用機器の適正管理等、フロン排出抑制法に基づく取組の実施義務について、周知徹底を図ること。特に、小規模事業者に対する周知徹底の仕組みづくりを行うこと。
- ② 都道府県による管理者に対する指導等の充実を図るため、都道府県に対し算定漏えい量の解析情報や情報センターの充填回収量等の情報のほか、機器管理状況や使用量など使用実態を把握し情報提供を行うこと。あわせて、第一種特定製品の開発動向や市場導入状況等を情報提供するなど支援を密に行うこと。
- ③ 業務用、家庭用機器にかかわらず、フロンの漏えいを防止するため管理者が適切に管理から廃棄まで実施できるよう処置を講じること。また、都道府県が取り組むべき具体的な取組方針やその評価方法等を明示するなどの支援を行うこと。
- ④ 使用時漏えいの防止のため、漏えいの早期発見を可能にする常時監視システム等の先進技術の普及促進に向け、メーカー等に更なる技術開発を促すこと。また、管理者による積極的な導入を促進するため、先進技術の導入によるフロン排出削減効果等についてユーザーへの積極的な情報提供や財政支援等必要な措置を講じること。

(3) 温室効果が低いノンフロン冷媒を使用した機器の普及拡大を推進するため、以下の内容を実施すること。

- ① ノンフロン機器の開発を支援するとともに、グリーン冷媒の安全性や新たな環境影響について十分な検証を行い、ユーザーへの情報提供を積極的に行うこと。
- ② 更なるノンフロン機器普及を図るため、ノンフロン機器に対する補助制度を拡大・継続すること。
- ③ 業務用冷凍空調機器を設置する事業者にはノンフロン機器への積極的な転換を促すよう、分かりやすく具体的な情報提供を行うこと。
- ④ グリーン冷媒やノンフロン機器の開発状況について逐次情報提供を行うこと。

(4) フロン類排出量の実態把握に係る以下の内容を実施すること。

- ① フロン類の排出量推計をさらに精緻化していくため、引き続き、機器の使用時及び廃棄時に係る必要な内容の実態把握を行うとともに排出量推計に反映させ、速やかに結果を公表すること。
- ② 地方自治体における正確な排出量推計及び効果的な取組の検討に必要な機器分類や冷媒種をはじめ、排出量推計に活用したデータをより詳細かつ速やかに提供すること。

1 4 道路における環境対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの普及促進を図るとともに、幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策などに関する必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

低炭素アスファルトについて、都はその使用を原則とするなど普及促進を図っているが、更なる普及のためには、国の率先的な使用が不可欠である。

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 脱炭素社会の実現に向け、国も低炭素アスファルトの利用促進を図ること。
- (2) 騒音対策としての低騒音舗装や緩衝建築物一部負担、ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参 考

1 令和6年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	17,243	2,751（1,376）
低騒音舗装	11,577	1,652（826）
遮熱性舗装・保水性舗装	5,454	899（450）
防音工事助成	12	0（0）
緩衝建築物一部負担	200	200（100）

区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	37	10

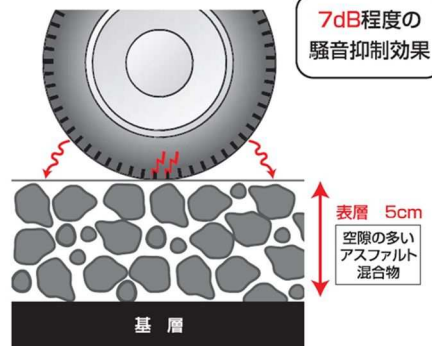
都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
沿道環境改善事業（国費）	554（277）	266（133）

低騒音舗装



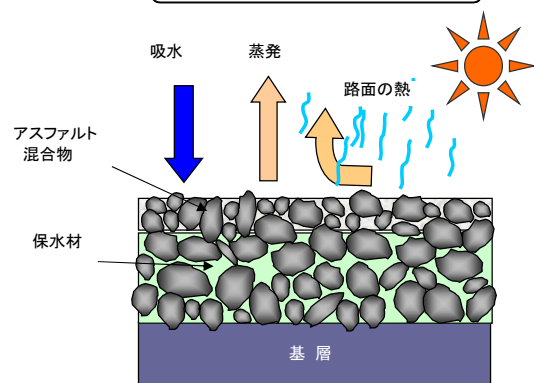
- ・ 隙間の多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- ・ 通常の舗装と比べ路面の騒音を7デシベル程度抑制する。

遮熱性舗装



- ・ 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- ・ 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装



- ・ 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- ・ この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

1 5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）・光化学オキシダント（O_x）対策の推進

（提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局 環境局）

大気環境中の微小粒子状物質（PM_{2.5}）と光化学オキシダント（O_x）の濃度改善のため、発生源の実態や生成メカニズムを解明し、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

<現状・課題>

東京の大気汚染は、各種固定発生源対策やディーゼル車走行規制等の実施などにより、浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を達成するなど確実に改善している。残された課題として、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するPM_{2.5}やO_xの濃度改善がある。

PM_{2.5}の都内の濃度は、これまでの対策により大幅に低減し、令和元年度に初めて全測定局で環境基準を達成して以降も減少傾向ではあるが、都独自の政策目標を掲げ、取組を推進している。一方、O_xは、全国的に環境基準を超過した状況が続いている。

PM_{2.5}やO_xは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、日本国内の排出源のほか大陸からの越境汚染を含む広域的な大気の流れに起因することなどから、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成機構等を解明し、これまでの原因物質対策（揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）等）の効果検証を踏まえながら、総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。特に、国はO_x対策として光化学オキシダント対策ワーキングプランを策定し、健康影響や植物影響などを整理した上で、環境基準の見直しも含めた検討を行うこととしている。

また、PM_{2.5}やO_x等の大気汚染物質は、気候変動により濃度が変化することや、一方で気候変動に影響を及ぼすことが報告されており、大気汚染と気候変動は密接に関係している。気候変動対策の取組が世界的に進められる中、気候変動対策の観点を持ちつつ大気汚染対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- （1）多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム、大気の流れ、全球的なバックグラウンド濃度の影響等について、引き続き詳細な解明を行い、これまでの対策の効果検証を踏まえながら、原因物質削減目標の設定など総合的かつ実効性のある広域的な対策を早急に講じること。

また、誤解を招くことのないよう、健康影響や植物影響、環境基準の見直しなどに関する正確な情報やデータを適切に提供すること。

- （2）VOCは、PM_{2.5}とO_xを生成する主要な原因物質の一つであることか

ら、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するとともに、総合的な削減対策を引き続き強力に推進すること。

① 平成 18 年 4 月より進めてきた大気汚染防止法に基づく排出規制と事業者による自主的取組を併せた V O C 排出削減対策について、これまでの対策の効果検証を詳細に行い、事業者の取組の効果を定量的に把握できるようにすること。

② P M 2 . 5 と O x 生成能の高い V O C をそれぞれ明らかにする調査や植物起源 V O C の排出量の実態把握を進めること等により、V O C 排出削減による P M 2 . 5 と O x の低減効果の定量的な予測精度を向上させること。

あわせて、生成能の高い V O C の実態把握を進めるため、P R T R 制度や V O C 排出インベントリの対象とする V O C の成分を拡充させるとともに、効果的な対策方法について検討を進め、速やかに実施すること。

③ 法規制の対象にならない中小事業者に対し、一層自主的取組が促進されるよう、財政支援も含め、早急に推進策を講じること。

④ 自主的取組を実効性あるものとするため、小型・低コストの処理装置や排出量の管理が容易にできる測定機器及び代替品となる低 V O C 資材の開発・普及を促進すること。

⑤ V O C 排出事業者へ製品製造を発注している事業者に対し、V O C 対策を盛り込んだ発注仕様の採用を促し、発注側からの V O C 対策の普及を図ること。

また、公共調達における V O C 排出抑制への取組が推進されるよう、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）において V O C 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。

⑥ 日常生活に伴う V O C の排出が抑制できるよう、製造業者や関係団体に対し、V O C 使用量の少ない商品の製品化を促す取組や支援を行うこと。

また、消費者や企業に対し、製品の購入に当たって V O C の少ない製品を選択するよう広報・情報提供を行うこと。

⑦ 低 V O C 塗装工事の更なる普及に向け、研究体制の充実や民間等の先行事例の検証により知見を収集し、国が行う公共工事について、建築工事における水性塗料の適用部位の拡大を図ること。

また、橋梁等、鋼構造物における低溶剤、無溶剤及び水性塗料の採用を促すよう、現場での試験塗装を実施するなど標準仕様の改定に向けた取組を進めること。

さらに、グリーン購入法における公共工事の項目について、特定調達品目の建築資材として、水性塗料をはじめとする低 V O C 塗料等に関する内容の充実を図ること。

⑧ 現在 V O C 自主行動計画に参画していない建設業界に対し、産業界と同等の V O C の排出削減に向けた目標の設定等、実効性のある取組を促すこと。

⑨ 燃料蒸発ガスの低減対策のうち、給油所側の対策である S t a g e II 給油機の更なる普及促進に向けて、事業者が自主的取組を円滑に実施できる

よう、継続的な財政支援を含め、必要な措置を早急に講じること。特に、都内に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収率の高い Stage II 給油機普及促進のため、メーカーへ更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

⑩ 大規模な VOC 取扱施設が集中する地域（臨海地域など）の排出総量の実態や影響を把握し、一層の排出抑制策を講じること。

(3) O_x の濃度は、NO_x と VOC とのバランスに依存し、NO_x の濃度が改善されても、夏季に都市部で上昇する可能性がある。そのため、自動車排出ガス規制の強化などによる NO_x の削減量に見合った VOC 削減量とするための対策の一層の推進を図るなど、総合的な大気環境対策を推進すること。

(4) 安定的な環境基準の達成には至っていない PM_{2.5} について、以下の施策を講じること。

① 排出インベントリの精度向上に重要であるため、発生源から排出される PM_{2.5} の凝縮性粒子を共通の手法で測定することができるよう、汎用性の高い標準的な測定法を定めること。

② 船舶や航空機が集中する地域（臨海地域など）からの PM_{2.5} 排出総量の実態や影響を把握し、排出抑制対策を講じること。

(5) 大気環境の改善と気候変動の回避の双方により実効性のある対策を推進するために、PM_{2.5} や O_x 等の大気汚染物質と気候変動の関係について、調査研究を進め情報提供を行うこと。

1 6 有機フッ素化合物対策の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・環境省・防衛省)
(都所管局 環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局)

- (1) 有機フッ素化合物（以下「P F O S等」という）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。
- (2) 健康影響等が懸念される場合は、対策等もあわせて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- (3) 「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和2年6月）」について、P F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びP F O A（ペルフルオロオクタン酸）が局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。
- (4) 土壌中のP F O S等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
- (5) P F O S等の農畜産物等への影響を明らかにするとともに、必要な対策を速やかに検討すること。
- (6) 現在も使用されているP F O S等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
- (7) 横田基地内のP F O S等を含有する泡消火薬剤漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと。

<現状・課題>

P F O S等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はP F O S及びP F O Aについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境及び水道水中について目標値等を設定し、その目標値を超過した場合の対応を参考情報として「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和 2 年 6 月）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はP F O S等に関する専門家会議等を新たに設置する等、P F O S等に係る総合的な対応について検討を進め、昨年 7 月に「P F O S、P F O Aに関するQ & A集」（以下「Q & A集」という。）及び「P F A Sに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。その後、本年 2 月に第 3 回P F O S・P F O A に係る水質の目標値等の専門家会議が開催され、今後の対応として、P F O S 及びP F O Aについては、諸外国の動向及び内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえて、引き続き本検討会・専門家会議でP F O S及びP F O Aの取扱いについて検討するとしている。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではP F O S等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Q & A集において、P F O S及びP F O Aが人の健康に及ぼす影響及び地下水等の環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。本年 2 月に公表された「有機フッ素化合物（P F A S）の食品健康影響評価書（案）」においても、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたが、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としており、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、対応の方向性においては、健康に及ぼす影響を明確にしていない中、各自治体が地域住民の健康状態を把握することが望ましいとしているが、その手法の詳細等も示していない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にP F O S及びP F O Aが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容は未だ示されていない。

一方、過去に土壤に浸透したP F O S等に関しては、国が昨年 7 月に土壤中のP F O S、P F O A及びP F H x Sの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壤で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壤調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

国は、今後も使用が継続される可能性があるP F O S等を含有する泡消火薬剤

について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。このP F O S等含有泡消火薬剤について、昨年12月に都内の駐車場から漏出する事案が発生し、周辺の河川において暫定指針値を超えるP F O S等が検出された。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているP F O S等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、P F O S等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。横田基地においては、平成22年から平成24年までの間に3件のP F O S等を含有する泡消火薬剤の漏出があったことが確認され、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水への影響等を評価・公表等することが求められている。

<具体的要求内容>

- (1) P F O S等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、P F O S等が人の健康に及ぼす影響及び地下水や土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。
- (2) 人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等もあわせて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。
- (3) 手引きについては、都内のようにP F O S及びP F O Aが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。
- (4) 土壌中のP F O S等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。
- (5) 地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を明らかにするとともに、その対策等を速やかに検討し、自治体に情報提供すること。
- (6) 今後も使用が継続される可能性があるP F O S等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
- (7) 国の責任において横田基地内のP F O S等を含有する泡消火薬剤漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと。また、今後、P F O S等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

1 7 市街地土壤汚染対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 土壤汚染対策法について、簡素で実効的かつ環境リスクに応じた合理的な規制となるよう見直すこと。
- (2) 狭あいな土地に採用可能で低コストな土壤汚染対策技術の開発促進及び事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を講じること。
- (4) 掘削除去によらない持続的に実施可能な土壤汚染対策の普及啓発を行うとともに、特に自然由来等土壤（水面埋立て土砂由来を含む）においては、有効利用を促進するための実態把握、関係機関への周知・調整、その上で必要な制度改善等を進めること。
- (5) 土壤汚染対策に係る情報のデジタル化及びオープンデータ化を進めるとともに、その上で必要な電子様式の導入・整備や制度改善等を行うこと。

<現状・課題>

土壤汚染対策法について、政省令の本文、施行通知、調査及び措置に関するガイドライン、更に説明会等において、解釈が示されているものの、二度の改正を経て、制度が複雑化しており、自治体、調査機関、調査実施者等の関係者全体の負担となっている。並びに、法令に明記がないにも関わらず、運用上必要な事項が多いことも負担増の要因となっている。

また、人為由来による高濃度汚染が存在する土地と自然由来や水面埋立て土砂由来による比較的低濃度の汚染が存在する土地に対する規制がほぼ同様の内容となっており、事業者の負担が大きいことに加え、区域指定を忌避し、区域指定を解除するといった過度な対策が講じられている。

さらに、中小企業の狭あいな土地における土壤汚染の調査・対策に要する費用負担が大きいことから、土壤汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念が

ある。

加えて、土壤汚染対策においては、一般的に掘削除去等の対策をとることが多く、搬出する汚染土壌の運搬・処理に大量のエネルギーが使用されるとともに、埋戻し土壌に山砂が使用されることで自然環境に影響を与えている事例がある。また、環境負荷だけでなく、土地取引の中で掘削除去を求められること等により対策費用がかさむばかりか、土地の利活用が阻害され、ブラウンフィールドの発生につながる可能性も懸念されている。基準不適合土壌が確認されている土地において、法令等で求められている土壤汚染による人の健康被害の防止が確実に図られていることを前提として、個々の現場状況に応じて、環境面・経済面・社会面に配慮した持続可能な土壤汚染対策を実現していくことが重要になる。

特に自然由来等土壌については平成 31 年 4 月の法改正により一部の規制が緩和され、有効利用が可能になったが、現状では、法改正前と同様にほとんどが汚染土壌処理施設へ搬出されており、有効利用が進んでいない。これにより、大量の自然由来等土壌の処理に莫大な費用が掛かるとともに、エネルギー消費による地球温暖化等への影響も生じている状況である。

都においては、土壤汚染対策に係る情報のデジタル化を進めているが、届出等に係る書面について電子様式等がない状況がある。また、土地の管理等を確実にを行うためには、土壤汚染に関する情報をオープンデータ化することが有効であるが、必要な事項について公表規定が無いなど障壁となっている。

これら多くの課題解決のため、国においても必要な普及啓発等を進めるとともに、法制度の更なる運用改善や助成制度の整備等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 土壤汚染対策法について、各自治体の実情を踏まえ、既存制度をベースに特例を設けるような方向ではなく、制度の在り方について抜本的に見直しを行うとともに、環境リスクに応じた簡素で実効的かつ合理的な規制を行えるように制度を見直すこと。

また、調査及び措置に関するガイドラインは、実務を行う上での指針となっているが、内容が複雑化しており、円滑な運用の支障となっていることから、現場の実情に即したより使いやすいものとなるよう、自治体や学識経験者も交えた議論の場を設定し、適切な改訂を行うこと。

- (2) 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進するとともに、事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

また、操業中でも実施できる浄化技術の開発を進めるとともに、対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。

- (4) 掘削除去によらない土壤汚染対策が選択されるよう、技術開発や普及啓発、必要な制度改善を実施すること。

また、自然由来等土壌の有効利用を促進するために、関係機関への周知・調整や実態把握を行い、その上で、例えば工事中の搬出入調整のための仮置ヤードでの一時保管を可能にするなど、更なる制度改善等を進めること。

- (5) 土壌汚染対策情報のデジタル化やオープンデータ化推進のため、電子管理票等の導入や、届出に必要な書面の電子様式を整備するとともに、調査猶予地等、未調査地についての公表の在り方について検討し、必要な制度改善を進めること。

1 8 P C B 廃棄物処理の促進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

P C B 廃棄物処理の促進を図ること。

<現状・課題>

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 34 号。以下「改正 P C B 特別措置法」という。）に合わせ、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の省令等も改正され、P C B 廃棄物の期限内処理及び高濃度 P C B 使用製品については処分期間内に使用を終えて廃棄することが義務付けられた。

改正 P C B 特別措置法では、法に基づく届出がなされていない高濃度 P C B 廃棄物等について、都道府県等による事業者に対する報告徴収や立入検査の権限が強化され、P C B 保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度 P C B 廃棄物の処分に係る代執行を行うこともできるようになったが、代執行に係る人件費等の事務執行に係る費用については、財政負担等が考慮されていない。

低濃度 P C B 含有機器（P C B 含有の疑いのある機器を含む。）については、使用期限や P C B 濃度の分析義務が法で定められておらず、濃度分析に対しての中小企業等への財政支援も極めて限定的である。その上、国からの適正処理に関する周知が不十分であり、国が定める期限までの P C B 廃棄物処理の完了が厳しい状況が予想される。

さらに、低濃度 PCB 含有の可能性を否定できない照明用安定器については、処分方法が未だ示されておらず、低濃度 P C B の処分期限が迫る中で、事業者に対して引き続き保管をお願いしている。

<具体的要求内容>

P C B 廃棄物の早期かつ適正な処理の推進に向けて、

- ① 高濃度 P C B 廃棄物の行政代執行に係る経費について、処分費用に対してだけでなく、事務執行に係る費用に対しても財政措置を講じるとともに、円滑な行政代執行に必要な支援を行うこと。
- ② 低濃度 P C B 含有機器（P C B 含有の疑いのある機器を含む。）について、使用期限や P C B 濃度の分析義務を法で定め、分析費用に対する中小企業等への財政支援制度を創設すること。さらに、コンデンサー等の封じ切りの電気機器については、分析により生じる代替機器購入費用等についても、財政措置の対象とすること。
また、国が把握している電気工作物設置者のデータ等を活用し、使用中の事業者に対して、国が期限内の適正処理について指導するとともに、周知を図ること。
- ③ 低濃度 P C B 含有の可能性を否定できない照明用安定器について、早急に処分方法を示すこと。

1 9 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策 の充実【最重点】

(提案要求先 林野庁)
(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 実態に即した森林整備が適切に進むよう、森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。
- (4) 花粉発生源対策の強化に取り組むこと。

<現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産木材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産木材の利用拡大については、平成 30 年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に国産木材の需要が高まっている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採更新が停滞する森林が依然として残され、若い森林が極端に少ない偏った年齢構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、所有者の世代交代や不在村化等から、所有者や境界が不明となった森林では、整備が十分行き届かず、森林の公益的機能の低下も懸念されている。

さらに、スギ花粉症は、今や都民の約 2 人に 1 人が罹患しているといわれ、花粉発生源対策は、都民、国民の健康にかかわる重要な課題となっている。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産木材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した 47 都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靱化などにつながる国産木材のさらなる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替え及び保育の実施に取り組んでいる。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで 2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必要である。

また、花粉発生源対策については、令和 5 年 5 月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和 6 年の飛散期から今後 10 年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

(1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産木材を積極的に利用するため、国産木材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

(2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を見直すこと。

(3) 実態に即した森林整備の推進に向けた森林経営計画制度の認定要件の見直し

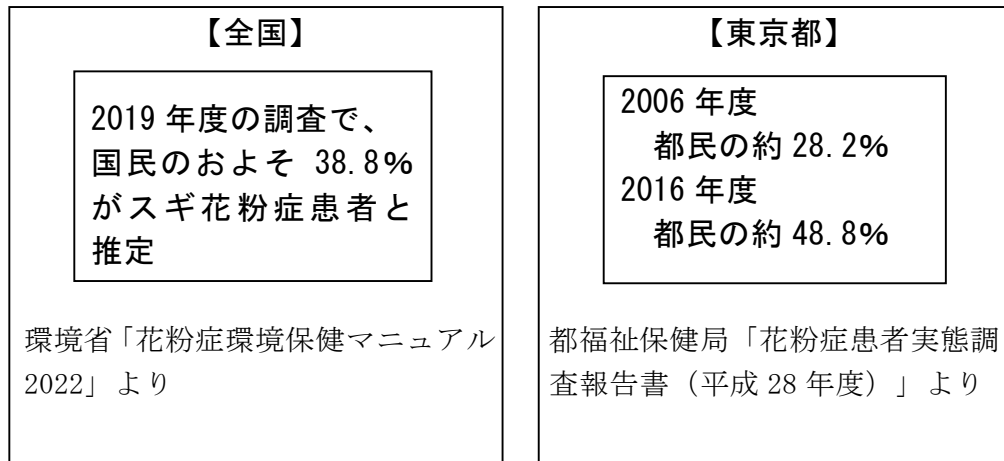
木材価格の低迷等により、管理や伐採更新が進まない森林について、林業経営体の実態に即した整備が適切に進むよう、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

(4) 花粉発生源対策の強化

花粉の少ないスギ等への植替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

参 考

【花粉症患者数】



【花粉飛散数の推移】



※ 1990年に千代田で測定開始、1997年に小平で測定開始、2005年に多摩、立川、府中で測定を開始した。2005年以降は、現在の12地点で測定を行っている。

飛散花粉数と過去10年平均※

2024年1月17日 福祉保健局

「令和5年度第2回東京都花粉症対策検討委員会 会議資料」より

20 東京湾の水質改善対策の促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・下水道局)

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

<現状・課題>

東京都では、50年100年先を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「東京ベイeSGプロジェクト」に着手した。このプロジェクトでは、水と緑溢れる都市づくりのひとつとして、「泳げる東京湾」の実現を目標に掲げ、水質改善技術の技術実証を行っている。

一方、東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD（化学的酸素要求量）はこの20年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や貧酸素水塊の発生等が依然として存在する。東京湾は東京都以外からの汚濁負荷の排出割合が約7割を占めており、水質を改善するには、関係する全ての自治体の協力が欠かせない。

現在、「東京湾再生のための行動計画（第三期）（令和5年3月付東京湾再生推進会議策定）」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

<具体的要求内容>

東京湾の水質改善に向け、関係自治体が行き組む以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

合流式下水道の改善、高度処理の導入促進、未整備地域の整備促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口及び港湾における干潟整備等の自然再生

2 1 食品ロス削減施策の推進【最重点】

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減に向け、多様な主体と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和3年度実績で523万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約420万トン）の1.2倍に相当する膨大な量である。

- ① 令和元年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行されるとともに、令和2年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が示された。都においても令和3年3月に策定した東京都食品ロス削減推進計画に基づき、多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。
- ② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1に上る。平成31年3月、農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめが行われ、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ③ 国内の食品ロスのうち、約5割は家庭から発生することから、買い物前のストックチェックや、消費時期を踏まえ、商品棚の手前等にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」等、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ④ 令和元年7月から計34の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。

発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。

また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。

- ⑤ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

＜具体的要求内容＞

物価高騰、物流の2024年問題といった社会情勢の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靱化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

① フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう施策を講じること。

② ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、A I、I C T等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。

あわせて、フードバンク等を活用し、発生した食品ロスの寄贈や再流通を促進すること。

③ 消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。

④ 令和元年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

2 2 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・港湾局)

危険な特定外来生物であるヒアリ等を国内へ侵入定着させないため、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進めるとともに、ヒアリ等が確認された場合には速やかに防除を実施すること。国以外の者が防除を行う場合には、十分な財政支援及び技術支援を実施すること。

<現状・課題>

平成 29 年 6 月 9 日に兵庫県尼崎市において国内で初めて特定外来生物である「ヒアリ」が確認されて以降、これまでに「ヒアリ」及び「アカカミアリ」（以下「ヒアリ等」という。）が全国各地の港湾施設のみならず物流拠点でも確認されている。

ヒアリ等は攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリ等が国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

また、ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が 60 億ドルに上ると報告されており、その駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリ等の定着防止は正に喫緊の課題である。

そのためには、ヒアリ等を海外から侵入させないための予防的な防除が何より重要であるとともに、侵入が見られた場合には、初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査による定着防止措置が必要である。

さらに、ヒアリの有翅女王アリが令和元年 9 月から 10 月にかけて東京港青海ふ頭において見つかるとともに、最近も全国各地で発見事例が続いていることから、今後は定着を想定した備えも必要である。

よって、次の事項について、国の緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 特定外来生物被害防止基本方針（令和 4 年 9 月 20 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後とも関係地方公共団体との緊密な連絡調整の下に対策を講じること。
- (2) ヒアリ等が定着している海外港湾等からの貨物に対し、ヒアリ等の混入を防止する方法等を検討し、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進める等、海外からの貨物に係る予防的防除を実施すること。
- (3) 上記（2）の対策が講じられるまでの間、東京港の外貿コンテナふ頭及びその周辺におけるヒアリ等の調査について継続して実施すること。
- (4) ヒアリ等が確認された場合には、速やかに根絶及び拡散防止のための措置

を講じること。

- (5) 今後も既にヒアリ等が定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリ等が侵入することが想定されることから、コンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。
- (6) 国際港湾・空港エリア外にヒアリ等が侵入することを想定した対応について、具体的な方策を検討し周知すること。
- (7) 地方公共団体及び関係事業者が調査・防除等を実施する場合の財政支援及び技術支援を実施すること。

2 3 プラスチック対策の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なりデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。
- (2) リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

<現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（1）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（2）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（3）製造事業者等による自主回収の促進、（4）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組を行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第5回国連環境総会では、2024年までに法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定を目指すことが合意された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法も含めた施策を検討することが重要になっている。

これらに加え、プラスチック製品の製造・販売事業者による自主回収・リサイクルについても、その手続きが煩雑である等の課題がある。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、パーティションの廃棄が増えることを契機とし、自主回収やリサイクルをスムーズに行えるような仕組みの構築が必要である。

< 具体的要求内容 >

(1) 大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7条の4）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第7条の6）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

(2) プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第6条第1項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、結果として特別区は措置を受けられていない。区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取り組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講じること。また、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策を講じること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第7章）の拡大に応じて、中間処理施設やリサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

(3) リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は欧米諸国の一部が導入している使い捨てプラスチック製品への課税のように、バージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

(4) 資源利用に係る脱炭素化ビジョン等の検討

プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向け、循環型社会形成推進基本計画の改定等を通じて、具体的なビジョンやルールに関する検討を進めること。

(5) 事業者による自主回収・リサイクルの拡大

パーティションなどのプラスチック製品について、製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを推進するため、プラスチック資源循環法に基づく大臣認定制度を事業者へ周知し、活用を働きかけるとともに、手続きの簡素化等に積極的に取り組むこと。また、効率的な自主回収やリサイクルが着実に進められるよう、新たな仕組みを構築すること。

2 4 学校給食におけるプラスチック製品削減等の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省)
(都所管局 教育庁)

学校給食におけるプラスチック製品の削減等、環境への配慮について、自治体及び給食物資を提供する事業者に対し意識啓発を行うこと。特に、都道府県による学校給食用牛乳供給事業者の決定に当たっては、環境配慮等の取組も評価し事業者決定が行われるよう、学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

<現状・課題>

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が施行され、ワンウェイプラスチック（※）の提供事業者が取り組むべき事項の判断基準が示されるなど、プラスチック製品の削減に向けた社会の気運は高まっている。

また、環境負荷の低減のみならず、児童・生徒への環境教育の面からも、学校給食を通じたプラスチックの削減は重要である。

現在、学校給食で使用する食器や物資については、プラスチックが使用されている実態がある。学校給食で使用する食器や物資を提供する事業者は、学校設置者である自治体の判断によりその選定及び契約が行われており、プラスチックの削減に向けては、自治体に対する意識啓発はもちろんのこと、各自治体がプラスチック削減等、環境に配慮した事業者を選定しやすくなるよう、事業者に対する意識啓発を行っていくことも必要である。

特に学校給食用牛乳については、飲用に当たり、プラスチックストローが使われているため、日々、大量のプラスチックごみが排出されている。

給食用牛乳の供給事業者の決定に当たっては、「学校給食用牛乳供給対策要領」において「都道府県知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最も低い価格を当該区域の供給価格とし、原則として、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とするものとする。」と規定されており、原則として、価格競争のみにより供給事業者を決定している現状がある。

安価での供給は保護者負担の軽減の上で重要ではあるが、その一方で、環境への負荷を軽減するため、牛乳パックの形状変更によるストローレス化や代替素材等で作られたストローの採用など、供給事業者による環境への配慮等の取組を促進する必要がある。

※ワンウェイプラスチックの例…プラスチックで作られたストロー、スプーン等

＜具体的要求内容＞

学校給食の実施において、学校設置者である自治体及び給食物資を提供する事業者に対し、プラスチックの削減等、環境への配慮について意識啓発すること。

また、都道府県が学校給食用牛乳の供給事業者を決定する際に、プラスチックの削減をはじめとした環境への配慮等、各自治体における政策的課題への取組についても評価の要素に加え事業者を決定する取組が促進されるよう、「最も低い価格を提出した乳業者を供給事業者とする」としている学校給食用牛乳供給対策要領を見直すこと。

2 5 国立公園の活用【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約 1,700 万人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとは言えない。

一方、国は観光振興について、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国 8 か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8 公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成 17 年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった。

さらに、国が行うとした事業の進捗も、極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

一方、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成 27 年度に自然環境整備交付金が、平成 29 年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な措置とは言えない状況である。

ついては、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツアーリ

ズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

- (2) 国立公園の事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

26 廃棄物・リサイクル対策の拡充

1 リチウムイオン電池の適正処理

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

リチウムイオン電池の適正処理を確保する方策を確立すること。

<現状・課題>

スマートフォンやモバイルバッテリー、電子たばこ等に使用されているリチウムイオン電池は、力を加えられたり、損傷を受けたりすると発火しやすく、様々なごみと混ざって廃棄されたリチウムイオン電池が収集車両や処理施設で破損し、発火事故を招くケースが頻発している。

この要因として、電池の発火危険性や有害ごみ等の分別ルールについて住民に認識されていないこと、電池が簡単に取り外せない又は電池使用の表示がないために適切に排出されないことなどが考えられる。

また、(一社)JBRCは協力店などで小型充電式電池等を回収しているが、回収拠点数が少ないこと、会員の製品であっても破損や膨張した電池は回収しないことや電池内蔵製品は回収していないことなどの課題がある。

こうした状況により、多くの自治体や廃棄物処理業者が危険にさらされ、多大なコストを負担しているため、至急、適正処理の方策を確立する必要がある。

<具体的要求内容>

リチウムイオン電池の適正処理を確保するため、以下の取組を実施すること。

- ① リチウムイオン電池の誤った使用や廃棄による発火の危険性、適切な廃棄方法を広く消費者に周知すること。
- ② 小型電子機器等にリチウムイオン電池が使用されていることが分かるよう、当該製品のメーカーに対して、適切な表示を義務付けること。
また、令和4年4月から施行されたプラスチック使用製品設計指針に基づき、メーカーに対し、製品に内蔵されるリチウムイオン電池を簡単に取り外せる設計とするよう働きかけを徹底すること。
- ③ 全てのメーカーや販売者の業界に対して、回収ルートの増強や独自の回収ルートの構築を義務付けること。
- ④ 破損したリチウムイオン電池や海外メーカー等が製造したリチウムイオン電池についても、メーカーや販売者及びその業界等に対して、独自の回収ルートを構築するなど、安全な回収方法の確保を義務付けること。

2 持続可能な航空燃料（S A F）等における廃棄物の活用

（提案要求先 資源エネルギー庁・環境省）

（都所管局 環境局）

- （１）S A Fを含むバイオ燃料等の原料として、廃棄物や廃食用油等をどのように活用していくのか方向性を示すこと。
- （２）廃棄物や廃食用油等をS A F原料として活用に取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、国際空港を有する国際都市として海外との交流・往来が活発で、また離島との交通にも航空機の活用が不可欠となっているが、航空機の移動にかかる二酸化炭素排出量は他の交通手段より多い傾向にある。

一方、国際民間航空機関（I C A O）では令和４年１０月に国際航空分野における脱炭素化の長期目標「2050年までのカーボンニュートラル」を採択され、国においても「持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進に向けた官民協議会」が設置されるなど、航空業界でのカーボンニュートラルに係る取組が加速化していることを受け、S A Fの活用に大きな注目が集まっている。

しかし、S A Fの世界的な需要拡大が見込まれているにも関わらず、国内でのS A F商用生産は行われていない。

S A Fは、廃棄物、廃食用油、木質バイオマス、農作物などの様々な炭化水素を含む原料から製造できるとされている。こうした原料は、S A Fだけでなく、バイオエタノール、バイオディーゼル等としても利用できる。

国は、早急に、廃棄物や廃食用油等を原料とするS A Fを含むバイオ燃料等の製造に係る方向性を示すとともに様々な支援をすることが必要である。

<具体的要求内容>

- （１）S A Fを含むバイオ燃料等の原料として、廃棄物や廃食用油等をどのように活用していくのか方向性を示すこと。
- （２）廃棄物や廃食用油等をS A F原料として活用するために必要な安定供給、技術的課題の解決、サプライチェーンの構築等に取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

2 7 持続可能な航空燃料（S A F）の普及促進

【最重点】

（提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省）
（都所管局 産業労働局）

- （1）羽田空港をはじめとした国内の空港において、S A Fの利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とS A Fとの価格差に係る財政補填を行うこと。
- （2）国産S A Fの供給量拡大に向けて、国内でS A Fの製造を行う事業者に対して、より一層の支援を行うこと。
- （3）S A Fの利用によって発生する環境価値の取り扱いに関するルールを明確にし、これを広く関係事業者等に周知すること。

<現状・課題>

世界の航空分野の二酸化炭素排出量は、世界全体の2%を占めており、国際民間航空機関（I C A O）が、航空会社に対し2024年以降、2019年比で二酸化炭素排出量を85%以下へ抑制することを義務化するなど、航空分野における脱炭素化に向けた取組は急務となっている。

S A Fは、既存の燃料と比較して二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与することから、航空分野にとって非常に大きな役割を担っている。

しかしながら、現在、国内でのS A Fの商用生産は行われておらず、また、世界的にみてもS A Fの供給量は少なく、販売価格が高いことも課題となっている。

カーボンニュートラルを目指す各国の航空会社にとって、S A F給油の可否は就航地を選択する上で重要な要素であり、羽田空港において、良質かつ低価格のS A Fを安定的に供給できなければ、国際線ネットワークが著しく棄損し、東京の国際競争力向上に支障を来すおそれがある。

海外では、各国の空港において、既存の燃料とS A Fとの価格差に対して補助を実施するなど、S A Fの供給に向けた取組を強力に推進している。

こうしたことから、国は、国産S A FをはじめとするS A Fの供給拡大に向けて、より一層の支援を行うことが必要である。

また、S A Fの普及促進に当たっては、S A Fの利用によって生じる環境価値が可視化されるとともに、利用者がこれを適切に享受することが重要である。特に、航空輸送においては、航空会社のみならず、航空輸送利用者である荷主や貨物代理店等を含めたサプライチェーン全体において、環境価値が正しく配分される必要がある。

国は、令和6年3月に「S A F利用可視化ガイドライン」の骨子を作成したと

ころであるが、S A Fの更なる普及促進に向けて、より一層の取組が必要である。

＜具体的要求内容＞

- （１）羽田空港をはじめとした国内の空港において、S A Fの利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とS A Fとの価格差に係る財政補填を行うこと。
- （２）国産S A Fの供給量拡大に向けて、国内でS A Fの製造を行う事業者に対して、技術開発や設備投資の取組などへの支援をより一層強化すること。
- （３）S A Fの普及を一層進めるために、S A Fの利用によって発生する環境価値の可視化や、関係事業者に対する適切な配分に関するルールを明確にし、これを広く周知すること。

28 LPガス事業における保安管理の高度化の推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁)
(都所管局 環境局)

LPガス販売事業者における保安管理の高度化に向けて、LPWAの監視機器の導入支援を拡充すること。

<現状・課題>

LPガス事業における事故件数の推移は近年減少傾向にあるが、安全・安心に対する国民の意識への高まりに応えるためにも、更なる保安に対して万全を期す必要がある。

一方、少子高齢化により保安確保を担う人材が不足しており、LP販売事業者を取り巻く状況は、年々厳しさを増している。

こうした背景のもと、国が2021年4月に策定した「液化石油ガス安全高度化計画2030」では、LPWAを利用した遠隔によるLPガスのメータの検針や開閉栓など、保安管理の高度化や業務の効率化に向けたスマート保安を推進しており、こうした機器の導入を図るため、補助を実施している。

しかし、国の補助制度は、中小企業者を対象としておりその中でも比較的規模の大きい販売店向けとなっているため、小規模販売店では補助が受けられず、保安のスマート化から取り残されている状況にある。

<具体的要求内容>

国の「構造改善推進事業費補助金」は下限額（総事業費100万円の1／2）が設定されており、比較的小規模な販売事業者では設置対象となる消費者戸数が少ないことから申請ができない。

そのため、小規模販売事業者にも本補助金が利用できるよう、補助下限額の設定を撤廃すること。

２９ 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (１) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化に当たっては、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (２) システム構築に際しては、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付から審査までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、区市町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。

当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

また、申請受付から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

<具体的要求内容>

- (１) 産業廃棄物処理業の許可申請等は、法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、申請者の利便性及びデータ収集・活用の観点からも、国の負担において全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (２) システム構築に際しては、以下のような措置を講じること。
 - ① １つの申請案件の中で、紙書類と電子書類の混在を避けるため、審査に必要な公的証明書を発行する関係行政庁とのネットワーク構築や、証明書に代わる自動確認の仕組みの導入などを図り、申請から審査までをシステム上で完結できる、一括システム化を検討すること。
 - ② 申請案件のうち、車両の変更等、複数の自治体へ同一内容の申請を行っているものは一括申請できるようにするなど、手続の合理化を図ること。
 - ③ 都道府県等に新たな負担が発生することのないよう、都道府県等の独自システムとのデータ連携を含めて検討すること。

- ④ システム化した場合、特に、積替え保管施設や処理施設の審査では、図面や設計計算書など多くの書類をネットワーク上に保存することとなる。そのため、システムの安定利用に必要な高速・大容量のネットワーク通信環境の確保、クラウドの利用、ハードウェアの整備等に対しても、都道府県の実情に合わせた助成について検討すること。
- ⑤ 電子申請に対応することができない事業者に対する技術的・財政的な支援も国が主体となって実施すること。

3 0 狩猟免許更新等における柔軟な対応

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、感染症対策等を踏まえた柔軟な取組が可能となるよう、効果的、効率的な実施方法を確立すること。

<現状・課題>

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「法」という。）第 48 条第 1 号、法施行規則第 52 条から 54 条までに規定する適性試験などを行うこととなっており、現在都では、本人の来庁又は更新等会場への来場により手続を行っている。

また、法施行規則第 61 条において都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、3 時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっている。令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症対応として、国の事務連絡により、郵送したテキストや資料、WEB 上の動画などを活用し、受講者の自宅において学習することで同条に規定する 3 時間の講習に代替することも可能となったものの、現行の法施行規則では、手法が限定され、受講者の負担となっている。

さらには、法施行規則第 55 条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催など、規定に沿って行うこととなっており、柔軟な開催が妨げられ、受験者等の負担に繋がっている。

令和 3 年度以降、上記の規定を踏まえた対応を図った上で、多くの受験希望者が受験できるよう、試験回数の追加や大規模会場を確保するなどの対応を実施し、都道府県の負担が増大した。

このように、狩猟免許試験及び更新等の手続全般において、感染症対策を兼ねた取組が求められ、受験者等や都道府県双方の負担に繋がっているのが現状である。

<具体的要求内容>

- (1) 受講者を一カ所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所や時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう法施行規則を見直すこと。
- (2) 狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県が感染症対策等を踏まえた柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。